

財団法人日本タイ協會々報

第三十五號

昭和十八年八月

昭和十八年八月

財團  
日本人  
**日本タイ協會々報**  
第三十五號

財團  
日本人  
**日本タイ協會**



財團 日本タイ協會編 最新刊

# タイ國通史

タイ國は昨年十二月の日タイ攻守同盟に續いて本年一月五日に至り、遂に米英に對し干戈を執つて起つたが、去る四月下旬、ブラヤー・パホン中將を首班とする同盟慶祝使節及びそれに先行せるワニット無任所相等の經濟委員と、わが關係者間にすゝめられた具體的交渉により經濟諒解成立し、こゝに日タイ兩國は今や軍事的に完全なる協力態勢成り、相共に米英撃滅大東亞共榮圈建設の大業に邁進しつつあるのである。

規格 B 列 6 號三〇〇頁  
美麗口繪・寫眞十七頁  
定價貳圓五拾錢 (送料二十錢)

—— 内 容 目 次 ——

タイ國黎明史——タイ國の位置——タイ國の先住民族——優秀なるタイ民族——南詔王國の建設——ムアン・タイの建設

スコタイ王朝史——偉大なるラーマカームヘン大王——スコタイ王朝の末期

アユタヤ王朝史——神秘的英雄兒ウー・トーン——ローク・ナート王の治蹟——ポルトガル人の渡來——ピルマのアユタヤ王の治蹟——アユタヤ王國の復活——和蘭の東洋侵略——日本民族のタイ國發展史——英國のタイ國進出——ピルマとの葛藤——日タイ國交と山田長政の活躍——アユタヤ王朝の滅亡

バーンコック王朝史——チャクリー王の霸業——英國のタイ國工作——チヌラーロンコン王の偉業——タイ・佛事變と獨立保障

タイ國近代史——ブラチャヤーテイボック王の功業——人民黨と立憲革命——急進派の凋落——武斷派の據頭——十月兵亂の經緯——國王の退位——武斷、文治兩派の抗爭——タイ國最初の議會解散——ピブーン内閣の確立——新興タイ國の動向——最近の日タイ交通

附録、タイ國憲法——日タイ歴史年表

東京都麹町區内幸町 亞日社  
電話 振替 東京 四六七一 番  
電話 振替 東京 五二一五 番

## 財團 日本タイ協會々報第三十五號 目次

〔口 繪 室 展〕

一、外務省における重光外務大臣とテイレット泰國大使の會見  
新タイ國大使官邸

日本國民の感情を代表して……………本協會副會長 侯爵 德 川 賴 貞……………二

戰爭下のタイ國經濟……………油 谷 精 夫……………五

華僑南方進出の動因(一)……………黃 演 馨……………二三

泰國文化運動の理念と實際……………中 川 義 邦……………四

タイに於ける服裝革新……………江 尻、英 太 郎……………三

〔新聞 論 調〕

青木大東亞相の南方視察……………バーンコック・クロニクル紙四月廿六日附社説……………三〇

人種的差別待遇……………バーンコック・クロニクル紙五月三日附社説……………三〇

農 民 援 助……………バーンコック・クロニクル紙五月五日附社説……………三〇

タイ史餘瀝……………天 田 一 閑 生……………三三

泰に關する雜記帳から(一)……………井 澤 實……………三三

〔泰國事情〕

宜傳局新聞課長更迭	六七	宗教大學開設計畫	六七
國民貯蓄好調	六七	新聞賞授與	六七
僧侶取締規則	六七	結婚禮式準則	六七
第二次文化祭	六七	國民文化院討論	六七
服地圖案展覽會	六七	國防次官新任	六七
國產粉乳試作	六七	迷信排斥布告	六七
總谷市國家直轄	六七	女子部門文化祭	六七
家庭爭議調停運動	六七	戰場區域除外布告	六七
國內商業獎勵	六七	新決定閣僚席次表	六七
「母の日」成功す	六七	新聞日祝賀行事	六七
主婦重要性放送	六七	最後の洪水復興策	六七
戦疫勇士顯彰資金	六七	棉種子播種布告	六七
婦人厚生委員會事業	六七	最近の經濟情勢	六七
北部各縣の集團結婚	六七	全金融機關を統制	六七
育児規則施行	六七	タイ國華僑(一九三四年)	六七
〔雜報〕			
東條首相泰國訪問	六七	樞軸若人の鍊武、交驛	六七
泰國六州領有聲明	六七	泰國交通人事異動	六七
山本元帥戦死と泰國	六七	泰佛印貿易促進さる	六七

勝見勝譯 二

〔資料〕

ワ管長追悼法要	六七	泰國へ佛教使節派遣	六七
日泰電氣通信約定成立	六七	山田長政記念碑建設決定	六七
日泰修好條約記念演奏會	六七	泰首相・東條首相へ謝電	六七
日泰文化會館陣容	六七	泰の革命記念祭	六七
泰國外相に御贈勳	六七	泰國人民代表議會開會	六七
泰國側日泰文化協定成立祝賀行事に於ける兩國代表祝辭並挨拶	六七	ウィットト外相挨拶(同上)	六七
タムロン副總裁挨拶(第一日)	六七	坪上大使挨拶(同上)	六七
坪上大使挨拶(同上)	六七	タイ國經濟法令目錄	六七
ビーン首相祝辭(第二日)	六七	一九三九年度タイ國主要農産資源の對世界比率	六七
〔協會記事〕			
理事會、評議員會開催	六七	役員の異動	六七
日泰友好條約記念演奏會	六七	會員の異動	六七
徳川副會長對泰放送	六七	會員の消息	六七
講演會開催	六七	財團法人日本タイ協會總裁及役員並職員	六七
岡部文相就任祝賀會	六七		

〔編輯後記〕

〔目次終〕





見會の使大國泰クラレイテと臣大務外光重るけ於に省務外

財團法人 日本タイ協会

# 報 會

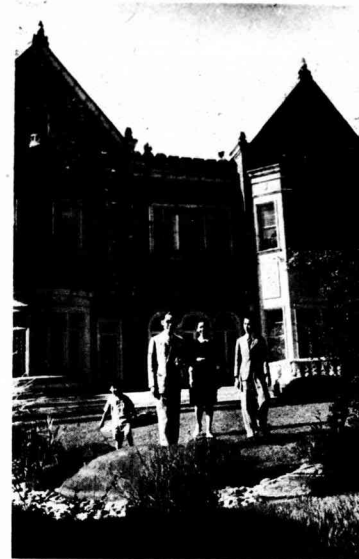
第三十五號 八月一日發行

### 本協會の目的及事業

#### 會則第二章第三條抜抄

本協會ハ日泰兩國ノ親交増進文化ノ交流發達並ニ經濟關係ノ助長ヲ圖ルヲ以テ目的トシ泰國ニ於ケル同種ノ團體ト連絡ヲ保チ左ノ事業ヲ行フ

- 一、泰國事情ノ調査研究及紹介並ニ日本文化ノ紹介
- 二、日泰兩國間ニ於ケル經濟關係ニ關スル研究及斡旋
- 三、日泰兩國間ニ於ケル視察、觀光並ニ留學ノ勸誘及斡旋
- 四、學生會館ノ經營
- 五、其ノ他本協會ノ目的達成上ニ於テ必要ト認メタル事項



品川區上大崎中丸に移轉した新タイ國大使官邸とその應接室に於ける大使夫妻



# 日本國民の感情を代表して

## タイ國第十一回革命記念日祝賀放送

本協會副會長 侯爵 徳川 頼貞

徳川副會長は去る六月廿四日のタイ國革命記念日に際し同廿五日夜東京中央放送局よりタイ國向國際放送を以て左の趣旨に據り祝賀の意を表した。放送が記念日當日行はれなかつたのは、バンコック放送番組の都合に依るものであつた。タイ國の第十一回革命記念日に當り、日本國民の總べてが持ちまする感情を代表して、遙かに東京から、タイ國の皆様に、熱誠なる祝賀の意を御傳へいたす機會を得ましたことは、私の最も欣懐且つ光榮に存するところであります。

昭和七年六月廿四日の拂曉、靜かな眠りの中にあつたバンコック市民を、突如、呼び起こした立憲革命は、一千年の安らかな眠りの中にあつたタイ國と、タイ國民とを呼び醒ましたと言つてもよいかと思ひます。丁度今から八十年前の明治維新によつて、日本が長い泰平の夢から醒めて、新らしい日本の礎を築いたやうに、タイ國も十一年前の立憲革命によつて、今日の新しいタイ國、タイ人のタイ國を建設すべき基を開いたのであります。私は立憲革命の五年前に、タイ國を訪れたことがあります。其の時の旅行については、思ひ出の深い數々の記

憶をもつて居りますが、革命以後最近に至るまでの、タイ國の向上進歩を傳へ聞きますと、私のタイ國に關する、當時の記憶をもつては、到底今日のタイ國を想像することが出来ないやうに思はれます。タイ國が僅か十年餘りの短かい期間に於て、斯くの如き進歩を遂げられましたことは、眞に驚嘆に値する事實でありまして、私共は、斯くの如き驚異を可能ならしめましたタイ國民の愛國心と、タイ國指導者の非凡なる指導力とに對して深き敬意を拂ふものであります。殊に私共が、深き敬意を表しますことは、タイ國が日本と手を提へて、英米と一大決戦を試みて居ります此の戦争が、タイ國の内政上、並びに國民文化の向上發展を妨げることなく、却つて、此の戦時下に於て、愈々目ざましい進歩を遂げつゝあることであります。私共は、此の事實を見まして、タイ國の爲めに深く喜びますと同時に、盟邦タイ國に對する私共の信頼と、今時の戦争に於ける、亞細亞民族の終局の勝利に對する信念とを愈々深くするものであります。

私共は、英米の勢力を亞細亞から一掃しなければ、亞細亞人の亞細亞は建設出来ないことを確信するものであります。タイ國から英米の勢力を根絶しなければ、立憲革命の精神とする自主タイ國の建設は到底不可能であることを、タイ國の皆様と共に、固く信ずるものであります。而して私共の此の共同の確信と、共同の目的とは、戦争の勝利によつてのみ實現せられるのであります。

今や、日本及びタイ國は、緊密なる協同作戰の下に、廣大なる戰略上の地域を確保いたしましたして、必勝の體制を維持して居りますことは、誠に仕合せであります。それにも劣らず喜ばしいことは、タイ國を初めとして、滿洲國、中華民國、ビルマ、比律賓その他、アジアの諸國民が、悉く騒起いたしまして、共同の目的たる亞細亞

の解放と、興隆の爲めに協力して居ることあります。

今や全亞細亞は結束して立ち上りつゝあります。終局の勝利に對する全亞細亞の確信と、全亞細亞の協力精神が高調に達しつゝあります。此の時に當つて、私共日本國民は、此の亞細亞の團結の先驅となつて、大東亞戰爭に参加し、日本に協力せられたタイ國に對して、敬意と感謝の意を新らしくいたしますと同時に、タイ國が其の有力なる指導者の下に、愈々固く結束せられまして、立憲革命の精神貫徹の爲め最善の努力を遂げられ、且つ其の美果を得る時の速きにあらざることを祈る次第であります。



## 戦争下のタイ國經濟

油 谷 精 夫

御承知の通りタイは農業國、米の國である。大東亞共

榮園の各地域が赤道の南北にひろがるモンスーン的風土地帯に屬し水田を主産業としてゐるといふ點よりすればタイ國も他の共榮園諸國と同斷であるが、我が國をはじ



め支那、比律賓、ジャワなどと異り實に通常三百萬トンの約二千百萬石に上るその産額の半約百五十萬トン（千五十萬石）の米を海外——今次大戦前は主として香港、馬來方面——へ輸出し、佛領印度支那、ビルマ米などと合せ共榮圏の食糧基地となつてゐることは特記せねばならぬ。

タイは農民經濟國として國民の大部分を此の産業に従事せしめると共に又海外に對する米の輸出によつて國際經濟と深く結びついて來たことは後にも述べる通りである。而してこの農民經濟が未だ多分に謂はゞ封建的性格を有して居り（詳しくは滿鐵東亞經濟調査局編「シヤム」一六四頁以下参照）この國民産業と國際經濟との間に在つて海外隨一の多數を收容するこの國華僑が金融、蒐荷配給乃至は精米事業に致命的地位を占めてゐることはこの國々民經濟の一大特色を爲すものである。タイ國の産業政策を理解するが爲には常にこの點を看過してはならない。

遇々昨年九月米の最大生産地たるバンコックを中心と

ピクル（線棉として約三萬ピクル）程度が産出されるに過ぎず、後述する如く綿布その他の布帛はこの國輸入品の最も大なる項目を爲して居り、戰爭下にあつてタイ政府は棉花の増産獎勵に最大の力を用ひつゝある。チ、ク、林業は甚だ盛大である。タイ政府は早くより（一八九六年）山林政策を確立し、掠奪的伐採を禁止し山林の健全なる發達を圖つて來たのであるが、その有力なる林區は大部分がヨーロッパ系特に英國系會社により經營せられた。農耕役畜として水牛及び黄牛の數は合計一千萬頭を超え従つて牛皮の産額は年々百萬枚にも達すると推定せられ實に東亞共榮圏内における牛皮の一大産地なることは特に注目に價ひする。但し元來役畜として飼育せられるが爲め肉、皮革、酪農品などの採取を爲すがためには今後各種の改良を要する。タイ政府は今大參戰せる自國軍需を充足するが爲め昨秋以來製革工場を管理しその主要工場を買収したのである。馬來半島に屬する南部タ

する中央平原地方が一九一七年以來の出水を見、今期米の産額は相當の減收を豫想せられることはこの國にとつても亦本邦、支那等にとつてもその影響少からざるものがある。然しながら前年度輸出高より見て持越高は相當大なるべく又新たに佛印より割讓せられたるパツタンパン方面の生産高の少からざることは本年においても多大の輸出餘力あることは疑ひなく、本邦、支那等が現にタイ米を期待することを得るは誠に幸にして、我々はタイがこの際いよいよ東亞共榮圏における食糧基地たるの使命を發揮せんことを切望して止まぬ次第である。

米の他農作物としては玉蜀黍、豆類、胡椒、胡麻、ココ、椰子などを有するもいづれも國內消費を滿たすに過ぎず。又砂糖の如きは古く相當額の輸出を見たのであるが今は年産一萬トン内外を産出するに止まり、却て四、五萬トンの外糖を輸入して居り、煙草も元來生産適地なるに拘らず從來英國系煙草會社によつて輸入品を喫煙せしめられてゐた。棉花、カボツク等の纖維植物の栽培は將來のことに屬す。棉花は現在のところ實棉として約十萬

イがゴム及び錫鑛の産地たることは周知の通り。而してその錫鑛の大部分は戦前三十餘臺のドレツヂャーを有せる數個の外國系會社によつて採掘せられ、ベナンの精鍊所へ供給せられて居た。大東亞戰爭によりタイ國に歸屬せるこれ等敵國系錫鑛山等の經營に當らしむるが爲めタイ政府は昨年四月官民折半出資により資本金五千萬バーの鑛物ゴム會社を設立し鑛山局長をその社長とした。尙南部タイの地下資源としてタングステン、鑛が月産百トン以上の産出を見るのである。その他この國物産として鹽、鹽干魚、スチ、ク、ク、ク、タンニン、材料（マンダロープ樹皮）等がある。

次に工業はマニファクチュア乃至町工場的規模のものもあるも、工場生産的近代工業にして見るべきものは現在までのところ華僑經營にかゝる數十の製米工場を除き生活必需品の生産を主とし、而かも相互に關聯なきことは左表に示す通りである。

名	稱	組織	資本(千バート)	設立年月	能	力	備	考
タイセメント	株式		二、六二五	一九一四年	年産二〇千トン		丁抹資本トノ合辦	

紡織工場	官營	...	一九三〇年	紡機一五、〇〇〇錠
ブロード麥酒	株式	六〇〇	一九三三年	織機七、〇〇〇臺
製紙工場	官營	一、〇〇〇	一九三五年	月産三千函
製糖工場	"	一、四〇〇	一九三七年	バルブ日産二二トン
煙草工場	"	...	...	紙日産一〇〇トン
製鹽會社	株式	一〇、〇〇〇	一九四〇年	日産八〇〇トン
タイライース	"	一、五〇〇	一九三五年	日産一千萬本
ホンペイパーマ	"	...	...	...
製材工場	"	...	...	...
イーストアジアチツ	"	...	...	...
ク製材工場	"	...	...	...
國營製材所	"	...	...	...
國營發電所	"	二、〇〇〇	...	...
電氣會社	株式	一三、五三七	...	...
バンコックドック	"	...	...	...
海軍造船所	"	...	...	...
製氷工場	"	...	...	...
石鹼工場	"	...	...	...
燐寸工場	"	...	...	...

大小十有餘ノ「タイ」人及支那人經營工場アリ  
 月産二六千函  
 月産七千函(合計) 華僑資本  
 英國系造船工場

其ノ他華僑經營ニヨル綵皮及採油工場若干並ニ官營ノ製油及鐵道修理工場アリ。  
 右によつて戦前いかに華僑及びヨーロッパ系資本がこもに、政府當局が國家資本により之に對抗せんとしての國工業部門に進出してゐたかを知ることが出来ることと、たかを了解することが出来る。

二

一九四一年十二月八日ビソン總理の英斷により皇軍のタイ國平和進駐が行はれ、續いて同月二十一日エメラルド佛像の前に同總理と我が坪上大使との間に同盟條約の固き誓ひが結ばれ、又翌年一月二十五日には同國憲法第五十四條に基き英米兩國に對し宣戰が布告せられた。ビソン總理は右宣戰に當りラチオを通じ英國が數十回に互り陸に空にタイ國を侵略し又經濟的壓迫を續け來り、米國は移民法により東洋人を差別し、又タイ佛印紛争の際公正なる態度を執らざりしことを述べて國民の協力を求めたのである。かくしてタイは一夜にして從來の中立政策を放棄し戰爭經濟に突入したのであるから國民の民生經濟に多大の動搖があつたことは無理からぬところである。

(一) 主要なる役割を果しつゝあつた敵國系經濟施設は金融機關をはじめ總て敵産として皇軍及びタイ軍により抑留せられ、經濟活動は一時殆ど停止した。

(二) 人心著しく動搖し地方へ分散逃避する者少からず、所謂換金運動ともなつて開戦當初の物價は一時的にむしろ下落傾向を示した。

然るにシンガポール陥落の前後よりタイ國經濟はやうやく落付き始め、經濟活動は次第に恢復すると共に、物價の漸騰、物資の買留など戰爭の影響が積極的に國民經濟に現はれ來つた。大東亞戰勃發以來一年半の過程においてタイ政府は専ら舉國臨戰體制に移行せんと努力しつゝあることは言ふ迄もないところで、ビソン總理は數回に互り内閣の強化を圖つたほか、開戦直前十二月六日制定の緊急授權法(我が國家總動員法に相當するもの)等を中心とし漸次戰時經濟政策を實施しつゝあるがその概要は次の通りである。

(一) 暴利取締法(一九三七年八月制定)を改正強化し物價の公定制度を實施した。特に戰爭勃發と同時に物價停止令を公布、引續き數百の物資につき公定價格(主として戦前の價格による)を設け更に昨年七月必需品及食料品統制令を制定し在庫届出制度等を実施した。

(一) 昨一九四二年二月一日爲替管理法を取り敢へず制定したが、四月日タイ間に爲替比率の等價に關する取極が成立し、兩國間交易の隆盛となるに及び同年七月四日はじめて右管理法を實施した。

(三) 國民職業援助法を制定し(一九四二年八月)一定工場がその使用するタイ人の比率を定め積極的にタイ人の工業部門に對する進出を圖り又外國人の職業制限令を定め、更に本年二月北部タイ方面における外國人の居住を禁止する等實質上華僑の活動に對し制限を加へつゝある。

(四) 國防軍の需要を確保する爲め製革工場を管理し更にその主要なるものを強制買収したことは前述したがこの種工場の殆ど全部が華僑經營にかゝるものなることを想ひ合せねばならぬ。

(五) 産業の獎勵は戦前にも増して一段と強調せられピブン總理の所謂陣頭指揮によつて行はれる。而してその方式は大體(イ)共進會の開催(ロ)模範商店の設置及び表彰(ハ)國立會社の設立等によるが如くである。

これを要するにタイ國戰時經濟政策は「タイ人」のタイを主張する國民主義を基調とし、タイ人に對する積極的産業指導を行ふとともに漸次經濟統制を實施せんとするに在る。而かもこの國經濟活動の擔當者が今や華僑に他ならざることよりしてその統制は自ら華僑政策そのものを意味することを知るのである。

三

タイ國の對外貿易はその國民經濟の構成よりして米を輸出しこれにより原材料及び生活必需品を輸入する。試みに一九三九年乃至四〇年度一ケ年の統計によれば左の通り。

物 資	金額(千バ)	比率	數	量 主要仕向國
米	九七、四一九	四七	二五、九一四	香港、馬來
錫	三〇、八一四	一五	三三九	ベナン
ゴ ー ム	二五、一二三	一二	四七、三九五	ベナン
チ ー ク	六、六九四	三	五八、三〇六	馬來、香港
其ノ他		二三		阿弗利加

合 計 二〇四、四三二、一〇〇

輸 入	主要仕向國
綿織製品	一八、七五八 一四 一五、六一〇 日本
金屬製品	二二、八三〇 一〇 六〇、四三二 英國、馬來
石油及製品	一一、八五五 九一 四四、九三八 馬來
機 械	七、六五三 一一、六二三 英 國
麻 袋	五、三三〇 五三、五九七 印 度
織 糸	四、六三二 四四、三六六 印 度
砂 糖	三、六五〇 四〇、六三二 蘭 印
ミ ル ク	三、六三二 一一、〇〇五 和蘭、瑞西
電氣材料	三、〇五三 二、三三三 獨逸、米國
葉 煙 草	二、五八三 一、〇四五 米 國
其ノ他	五五、六五五 四三
合 計	二九、六三一 一〇〇

而してその主なる相手國は同年度において

輸 出	比率	輸 入	比率
英領馬來	一五、八三八 五六七	三三、一四七 二五・六	
米 國	二二、六五九 一一・一	六、〇六三 四・七	
香 港	二二、六〇二 一〇・六	一一、三六三 一〇・二	
日本(内地)	二、三八八 一・二	一九、一二七 一四・八	

英國 二、八九九 一・四 一五、二三八 一一・八  
 獨逸 六、一五五 三・〇 八、九五七 六・八  
 印 度 五、五〇八 二・七 七、七五〇 六・〇

かくの如く外國貿易より見るとき戦前におけるこの國經濟の特色は一層明瞭となるであらう。即ち(一)一九三八年度輸出入總額約三億三千萬バート中二億バート餘六割餘は英國及びその屬領を相手方とし(二)輸出はその約半を米によつて占められ(三)輸入はあらゆる商品に亘るも生産財と消費財との關係は凡そ夫々二六%及び七四%の金額比を示す。尙試みに極めて大體ながら國際收支を推算するときは更に興味があらう。

輸 出 超過	輸 入
七四 百萬バート	一〇四
二、支拂	一三〇
無爲替輸出(外國會社)	一〇
貿易外支拂合計	四三



英國投下資本の利潤送金(投下資本は一五〇百萬鎊と推定す)

華僑送金  
海運賃及保険  
三、差引受取超過

八  
二五  
一〇  
一一

右の如き外國貿易の狀況はこの國が最後の瞬間迄歸趨を明かに爲し得なかつた經濟的事情を了解せしめると共に、戰爭のもたらす經濟的影響が如何に直接辛辣たるか想ひ半に過ぎるものがある。即ち國民が主食物を除き殆ど専らそれによつて生活しつつある凡百の輸入物資の市價は急激に騰貴し殆どこの國自身の生産力又は經濟力によつては調節し得ず、専ら社會組織乃至消費規正の方向においてのみ之を負擔し得るのである。タイ政府は一九三七年八月制定の暴利取締法を再度に互り改正強化し既に述べた如く物價停止令を公布し更に價格の公定を實施したがバンコック市中金塊相場(純分九九・五%一五グラム)は左の通り續騰した。

年 月 日 價格(バート) %

昭和十六年十一月二十九日	六三・五〇	一〇〇
同 十七年 一月 十五日	八〇・〇〇	一一六
四月二十一日	七七・〇〇	一一一
七月三十一日	一〇五・〇〇	一六五

又纖維製品類の市中卸賣價格は例へばこれをグレイ・シートン(三鼎印一反)について云へば

大戦直前(十二月七日)	バート	元年四月二十一日	七月二十五日
八・五〇	バート	一八・五〇	八〇・〇〇

此の間政府は七月必需品及食料品統制令を公布し統制物資の販賣の制限禁止、生産又は保有の制限等を行つたこれより先、在留本邦商社は積極的にタイ當局に協力し異常騰貴の抑制に努むることとしタイ政府商務省に設けられたる關係官民の物價委員會に参加し有效適切なる對策の立案に參畫し、本邦商社の實施に對する責を負ふこととした。かくして八月以降それが漸騰の傾向にあるは戰時中止むを得ざるも一應物價は安定し、むしろ西貢、ラングーン、昭南の三角形内においてバンコックは文字通りその重心として、概して云へば最低物價水準にある

と云ふことを得やう。

然しながら以上の如き在留邦商の協力の基礎に通商貿易に關する日タイ兩國間の協力あることを述べなくてはならない。即ち皇軍のタイ國進駐、タイ國の參戰、シンガポールの陥落等この方面における作戰の一段落を見るや昨一九四二年春四月東京において兩國間貿易に關する諒解が成立し、爾來本邦は貴重なる船腹と物資とを割愛してタイ國の經濟と民生との安寧に努め、タイ國亦米その他本邦必需物資の供給に努めつゝあつて戰前の日タイ貿易額を凌駕しつゝあることは誠に慶賀に堪えない所である。

### 華僑南方進出の動因(一)

黃 演 馨

華僑の南方移住は、およそ二千年以前より行はれてきたが、その移住地域は殆んど支那歴代王朝の朝貢國のみ

緒 言

に限られてゐた。それが、今日の如く全世界——特に南方に廣域、かつ多量に展開されたのは、十九世紀以後のことである。すなはち、各國植民地開發活動に必要な勞働力の著しき不足を、支那移民に求めた爲めであつたこの支那移民の流出動因を民族移動の諸條件下に於て考察するのが本稿の目的であるが、それは本論第一節以下に譲り、この緒言に於ては『華僑は移民なり』に依つて制約される諸現象を簡単に述べて見たい。

華僑の海外進出が、植民的形態に於てなされたものか移民的形態に於てなされたか、についての考察判断は、極めて簡単に爲し得るであらう。即ち、華僑の海外渡航動因の實態を、植民及移民に關する定義に照せば良いのである。

植民に對する定義は種々行はれてゐるが、要するに『植民の主體は國家なり』(Zecher 博士所説)と云へるしかるに、華僑の海外移住は、元代の海外遠征、明代——鄭和の南洋遠征、或は、やゝこれに類似する明末清初の鄭氏臺灣經略に於て、支那の國家的植民行爲を窺ひ得

るのみである。従つて、以上の支那と云ふ一つの國家の植民行爲に據る漢民族の海外進出以外は、これを植民と呼ぶことは出来ないであらう。

華僑の海外進出に對して、前記支那の國家的植民行爲の及ぼす影響を、特に歴史的意義に於て、吾々は、毫も過小評價する譯ではないが、華僑海外進出の動因を全面的に検討した際には、その移住形態を『移民』に於て、多くを歸結せざるを得ないであらう。特に、前述の如く華僑の多量海外流出は、十九世紀以後に屬し、支那國家の意志に基かざる移動であつた事實に想到すれば、華僑の『移民』的意義が更に明らかとなるであらう。

歴史的概観に於ても、大部分の華僑の移住は、謂はゞ單なる一つの社會現象と見做すことが出来る。即ちそれは、國家的乃至國家的制約を受けないところの社會群乃至宗族の一部分が、該社會を制御する政治、經濟、社會の諸壓迫に堪へ兼ねてこの壓迫より解放されむことを希求し、從來の土地及社會より他の土地に安住の社會を建設すべく、流動する自然的民族移動現象に他ならない。

華僑のかゝる非國家的觀念下に於ての出國(求生遷土)に對して、歴代支那政府が一途に劃然たる華僑保護政策を採らずに來たことは、一つには『弱國に外交なし』にも因るであらうが、これらの經濟的社會的に困窮した流民を、背國の徒——無用の長物と見做した爲めである。

事實が、かくの如くであるとは云へ、これを近代的國家民族思想の意義より批判するならば、極めて言語道斷の措置と云はなくてはならない。事情の相違こそあれ、日本に於ても見られた徳川幕府時代、大和民族の自然的海外移動に對して爲した當局の壓迫(鎖國政策)は、まさに東亞民族對外發展を今日まで阻止し、かつ植民政策思想史上に、拭去し得ない汚點を印したものと云ふべきであらう。

支那政府は辛亥革命(國民政府の成立)以後、華僑の革命當初に爲した貢獻——即ち、現實に見る華僑の經濟力人的資源及華僑の國際的地位の不安に刮目し、國家的華僑保護政策の樹立に懸命となつた、に拘らず、その成果たるや、一方的には殆んど見るべきものゝなかつたこと

は識者の認むる通りである。その主なる原因は、衆知の如く、支那國家の國際的地位の低いこと、自國內政治中樞の混亂などに因るものである。しかしながら、辛亥革命を期して、華僑自體の道義的生命力(Moralische Energie)と支那政府の三民主義宣傳とが、相對的かつ時代的に協和して、かつて見られなかつた華僑の民族意識發動の諸現象を誘發したことは、注目すべきであらう。

かゝる漢民族の南洋移動を、結果より見れば、その移住開拓に伴ふ社會的、經濟的構成乃至現象、更に支那本土に於ける華僑所屬の社會、經濟に對する要求に對しては、一般に認められる植民現象乃至効果と何等異るところがなかつた。たゞ、こゝに政治的現象乃至政治的影響によつて推進される社會的、經濟的現象は南洋華僑社會に於て殆んど見られなかつたことは、理の當然であると共に、注目すべき事象である。従つて華僑の南洋進出によつて支那本國に齎した効果は、何れの他國の移民行爲の場合——一部の植民行爲をも含めて——に於て贏ち得たものよりも、更に廣大なものがあつたことは、年々に

互る巨億の華僑送金乃至本國（主として上海及南支諸都市に於て）の社會的、經濟的建設投資狀況を一瞥すれば判然とするであらう。

華僑は、殆んど無保護の移民であるに拘らず、かゝる甚大なる活動をなしつゝあつた爲めに、列國の華僑對策は複雑多岐を極めて來たが、要するに「無保護の移民」なるが故に、列國は、自己の要求の下に於て、自由にその對策を講じ得たことは云ふまでない。

列國の華僑對策は、これを歴史的に概観すれば、即ち當該各地に於て、華僑勞働力乃至最少限度の仲介業者として（特に南洋各地に於て）、最高の利用價値を提供し得る間は、華僑の入國乃至入國後の活動を寛容に取扱ふを常とした。それに反して、上述の如き利用價値の減少乃至在住地に於て、當該國の國家、民族、社會、政治、經濟、道德、衛生の何れかに、或は、その中の幾つかに惡影響——侵害を及ぼす場合には、何かの形に於て、壓迫を加へて來たことは、當然なことゝは云へ、華僑が、單なる求生移民に過ぎなかつた爲めである。

かゝる支那の移民現象が、なぜ長年に亘つて、或は間歇的に、或は連續的に見られるに至つたか、その依據——動因を逐次考察して見たい。

### 第一節 民族移動の根幹的動員 の構成

民族移動は、それが植民乃至移民の何れの形態を探るに拘らず、顯著なる動因が、移動現象の根據を構成することは云ふまでもない。一つの社會群を促して植、移民を爲さしめる原動力は、その社會群自體の生活力にある。この生活力を束縛する諸條件が、即ち民族移動の根幹的動因を構成するものである。これに對して、後節に於て述べる支那の對外（特に南方地域に對する）交通の發達、支那人勞働力の需要、移民機關の特異的發達に伴ふ移民効果（量的に）の促進現象を、この華僑移民の場合に限り、補助的乃至從屬的動因と呼び、根幹的動因と共に考察することにした。云ふまでもなく、この從屬的動因の構成は、多くは根幹的動因と相對的關係に於

て、始めて可能となつたものである。

植民乃至移民の根幹的動因は、これを積極的及消極的の二つに分けられるが、移民の動因に關する限り、主として消極的なものであり、特に植民の場合に見られる如き、國家的民族的經濟利潤の追求——資本主義的、全體主義的經濟の對外要求——に根據する動因とは、その趣を異にしてゐる。

移民の根幹的動因（消極的）は、第一に、これを經濟的原因に求めることが出來、經濟的原因の窮極は、即ち人口過剩の作用である。人口過剩とは、言葉自體の示す如く、相對的概念であり、居住地域乃至全世界に對して絶對過剩なりとの意味では勿論ない。人口問題に關する限り、人は直にマルサス (Malthus) を思ふであらう。彼の人口理論は、云ふまでもなく時代的に、かつ一定條件下に於てのみ首肯し得るものであり、その理論的價値は、こゝで云々することもないのであるが、然しながら、支那移民の動因を構成した人口過剩の性格は、少なからずマルサスの人口理論を根據づけた諸條件に合致す

る節が多かつたことは注目すべきではなからうか。即ち特に支那（主として南支一帯を指す）の長き期間に亘る（今日も尙ほ）半封建的、前資本主義的社會——經濟構成下に於て……。

動因の第二は社會的原因である。華僑の場合に於ては政治上、宗族上、戰爭、飢饉、天災などの理由に據る壓迫を指摘することが出来る。

以上の經濟的、社會的動因は、獨立して作用することは極めて少く、云ふまでもなく、多くは相交錯して、民族移動の動因を構成するものである。

華僑の支那本土を離れざるを得なくなつた動因を考察するに、前述の如き經濟的、社會的原因の殆んど全部が含有され、累積されてゐたことは實に驚くべきことである。

### 第二節 華僑海外進出の社會的 經濟的動因

#### 第一項 南支漢族の遷住



漢民族の、特に南洋に對する移動が、支那本國內の社會的、經濟的壓迫によつて促進されたことは、史實が端的にそれを示してゐる。溫雄飛の『南洋華僑通』に據れば、その現象の代表的な第一次の具現は黃巢の亂（西紀八七五—八八四）、第二次が元の侵寇、第三次が滿清の中原制壓となつて居り、これらの政治的混亂が、ひいては社會的、經濟的動因を醸成したのである。

支那中原に於ける政治的混亂—壓迫によつて漢民族の海外遷住が促進されたことは云ふまでもないが、早期に於ける移動は、むしろ内部に於て顯著に爲された。即ち東晋、隋、唐宋、元代の中原に於ける政治的混亂、壓迫は、漢民族の一部をして、北支より南支に向けて、移動せしめてゐた。即ち、今日の所謂「福建族」(廈門、漳州を中心に)、「潮州族」(汕頭、潮州を中心に)、「客家族」(廣東省梅縣を中心に)の諸漢族は、前述の如く、東晋五胡の亂、唐宋黃巢の亂、元の侵寇に據つて、北支那より逐次南遷して生成されたものである。今日の所謂「廣東族」(粵族—本地)は、その遷住初期が更に古代(第一、朝を秦

代—漢代、第二期を晋代、第三期を唐宋—宋、元)に屬するものとされてゐるが、廣東族の遷住動因は、前記「福建族」「潮州族」「客家族」のそれと多少相異するかに解される。それは純然たる經濟的、社會的動因下の民族移動現象の範疇に入れられない他の原因をも介在せしめてゐたからである。即ち、秦代に於ける最初の移動の如きは、南越地四郡設置に伴ふ官人(漢族)の派遣—移住であつたからである。

以上の如き漢民族の北支より南支に對する移動は、單に國內に留まるばかりでなく、一部は遠く南洋諸域にまで達したことは、一般華僑史にも見られる通りである。

## 第二項 資本主義侵入前に於ける支那の政治と社會

支那の政治的、社會的、經濟的混亂—壓迫が、その極に達したのは、むしろ阿片戰爭を契機として今日に至る近代—現代であると云はねばならない。この時代の初期は清朝末葉に當り、支那封建政治の積弊自體も、勿論末期的症狀を呈してゐたが、一方に於ては近代資本主義の

勃興と共に、西歐の帝國主義的資本主義に依る東亞侵略の銳鋒が向けられて來た時期でもあつた。この時代に於ける華僑の移住は、従前に冠絶して繁多であり、今日の南洋華僑の量的、質的効果の基礎は、この時代に於て確立されたと云つても過言ではない。従つて、華僑の進出動因も、主として、この時代を中心に考察して見たい。

近世支那の政治制度は絶對君主專制政體であり、特に清朝に於て甚しい。當時の封建社會に於ける主要生産條件は、土地であり、滿清皇帝が支那最大の地主であつたとも云へる。滿清の支那中原制壓後は、漢族の土地を奪つて、皇帝の一大莊園と化し、一部は、これを皇族、王侯に頒與した。又、別に旗地を設定して滿洲軍隊の屬地となした。それらの他に、所謂駐防の莊田、屯田、官田、寺廟地などがあり、爲めに土地の大部分は、擧げて皇帝、貴族、官僚、地主の掌握するところとなつた。従つて國民の絶對多數を占める農民の所有地は、自作農として成立し得ない程度のものであるか、或は皆無の状態にあつた。しかも、その傾向は日増しに顯著となり、貧愁

極まる官僚乃至土豪劣紳は勢に乗じて、更に農民の零細なる所有地の併呑を業とする趨勢を形成したのである。

農民をして、殆んど所有地の與へられない社會に於ては、農民をして必然的に、低度自作農の地位より小作農へと化し、或は更に農奴まで轉落せしめざるを得ないであらう。かゝる状態に置かれた農民大衆の土地利用に據る生産は、必然的に地主(朝廷及其他あらゆる種類の地主)の奪取獨占に歸することは云ふまでもないが、それ以外に、更に農民は、小作人として、地主に對し、常に無償の勞働、服役を強要されたのである。

當時の支那に於ける(現在でも尙ほさうではあるが)農業生産様式は牛犁(犁)、人力及灌漑による土地の利用(所謂アジア的生産様式)に限られてゐた爲め、或は更に、これと相對關係にある各農家耕地面積の狭小及小作料の高率は、一般農民をして、極度の生活難に驅り立てることは當然である。

支那封建社會の主要なる階級對立は、前述の如く、地主と農民である。この二階級の二個の集團—即ち一方

に王侯、貴族、官僚、軍官、地主、大商人、士大夫の搾取階級、他方は農民、手工業者、市井貧民、失業知識分子の被壓迫階級である——は常に相反目、抗争してゐるが、被搾取階級は、かゝる專制政體下社會に於て、政治革命を敢行する以外には、支那本國に於ける彼等の社會的、經濟的地位を改善、向上せしめる途はなく、しからざれば、彼等は、かゝる制約された土地——社會、經濟——より離れる外に方法はないであらう。洪秀全の太平天國革命、孫文の主導した辛亥革命、その他種々の支那政治的結社の指導原理は、主として、この被支配者階級の專政的支配者に對する抗争、打倒を目的としたものである。

支那の今日に於ける國民經濟が、尙ほ極度の舊式土地依存の農業經濟であることは勿論であるが、當時に於ては、更にその依存度が高く、従つて一般農民（大衆）の生活は、前述の如く、土地よりの算術的零細収入の、亦一小部分のみに依存せざるを得なかつた。かゝる極小の生活源を以てしては、到底一家の經濟生活を維持するこ

とは不可能であり、かつ精神生活にも打撃を受けるであらう。従つて農民の家族の一部乃至全部、失業知識分子政治的失脚者は、宿命的にもせよ、その土地——社會を離れ、他に一時的乃至永久的居住——生存の新天地を求めざるを得ない。唐、宋、元、特に清朝末葉に於ける漢民族の多量海外渡航は、かゝる制約が根幹的動因となつたのである。

第三項 支那（特に南部）農民と大衆の貧困：（上）

前記の如き政治態勢下に於ける支那一帯住民の經濟生活の實態はどうであつたか。かゝる搾取階級壓迫下に於ける零細の土地の所有は、人口の階級的偏在——即ち農民人口の過剩を招來することは必然である。農業經濟社會に於ける人口過剩は、近接大商工業地帯を、過剩人口消化地に持たざる限り、過剩人口の自然的、かつ合理的消化を望むことは困難であらう。

支那の國土は廣大にして、かつ無限の資源を包蔵してゐると云はれてゐるが、少くとも農村人口に對する耕地

面積の僅少さは、極めて憂慮すべきものがある。

支那は現在に於ても、國勢調査のやうな、統一的調査がなされてゐない爲めに、その人口さへ明確にされてゐない。最近日支事變後に於ける人口の増減乃至移動状態を問ふまでもない。試みに、戶口統計に據つて見るに、民國元年（一九一一年）の支那總人口は三億六千萬人、一戸當平均五・一七人となつて居り、民國十七年（一九二八年）には、四億四千二百萬人、一戸當平均五・二七人となつてゐる。これを支那の總面積に割當れば、一平方哩當り約百人となり、基準面積に於ける平均人口としては、必ずしも大とは云へない。然しながら支那人の居住可能面積は、中國經濟年鑑に據れば、總面積の四割内外に過ぎず、又實際上耕作されてゐる面積は、總面積の僅か七分七厘にしか當らない。これを支那本部について見るも、漸く一割八分一厘が耕地とされてゐるのみである。更に人口一人當面積について見るに、支那全土に於て〇・四五エーカー、支那本部のそれは、〇・四エーカーとなつてゐる。これを單に日本内地の平均〇・二五エ

ーカーに比すれば、やゝ優つてゐるが、農民人口に對する割當面積は、決して優つてゐるとは云へない。なぜならば、日本内地人口の半數以上が、商工業に従事し、農民は全人口の約四割五分であるのに反し、支那の農民人口は總人口の八割以上を占めてゐる。従つて農民に對する面積の實質的割當高は、日本内地のそれに比較して、更に零細なものと云ふべきである。

以上は支那全土乃至本部についてであるが、これを南支那について見れば、大體以下の如くである。南支那三省（福建、廣東、廣西）の人口密度は支那二十四省の平均に比して、何れも高く、特に廣東省の如きは二倍以上に達してゐる。

南支那人口密度表（註一）

省別	面積	人口	人口密度
支那二十四省	7,495,000	400,000,000	53.3
福建省	157,000	12,500,000	79.6
廣東省	177,000	13,500,000	76.3
廣西省	277,000	12,500,000	45.1

總面積に對する人口密度は右表の如く、三省中最下位

にある廣西省に於てさへ、二十四省の平均よりも五・二九人多く、廣東省の如きは、まさに二・六五倍に達してゐる。南支那はバック教授 (L. Jossing Buck) の所謂『水田二毛作區』であり、従つて水田一毛作區 (主として中支) 乃至火田一毛作區 (主として北支) に比較すれば、比較的高密度の農村人口を抱擁し得るものとされてゐる。バック教授によれば、作付面積一平方哩當り農村人口は、支那全土に於て、平均一四八五人であるのに對して、水田二毛作區では二〇七二人の算定となつてゐる。(註2) かゝる算定を採れば、支那全土に對する南支那人口密度の割合は、『水田二毛作』の農業生産能力を以て、因果的にカバール得るものとも考へられるが、

北、中、南支那規模別戸數及戸當面積 (註4)

地域	戸數	面積	戸當面積
支那	一、七〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇・五八
北支	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一・〇〇
中支	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇・五八
南支	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇・五八

事實はさうではない。前述の如く、支那全土の耕地面積に對する農民人口の密度は、既に極度に高く、爲めに水田二毛作區に於ける農民人口抱擁絶対値は、何等優越することゝならないであらう。

水田二毛作は、小規模高度労働集約經營を可能とするが故に、人々は南支那の稠密人口に適應性を見出さむとするも、南支那に於ける農家戸當り平均作付面積は、僅か二・三エーカーのみにとゞまり、支那全土の農家戸當り作付面積平均三・八エーカーよりも遙かに少い。(註3)

更に國民政府主計處統計局の中華民國統計提要に據れば、北支 (河北省)、中支 (安徽省)、及南支 (廣東省) に於ける規模別戸數乃至戸當り面積は左表の如くである。

支那	面積	戸數	戸當面積
支那	一、〇〇〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	〇・五八
北支	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一・〇〇
中支	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇・五八
南支	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇・五八

右表の示す如く、廣東省に於ては二二〇〇公畝以上は皆無であり、六〇公畝以下は北、中支那の何れよりも高率を示し、戸數の殆んど半數に當る四六・八一パーセントを占めてゐる。就中、廣東省花縣の戸當り農家作付面積

は、更に狭小であり、特に該縣總作付面積の四八・八パーセントを占める私田について見れば、次表の如くであり、即ち三〇公畝以上を所有する中地主以上は僅少である。

花縣私田分配狀態 (註5)

種別	面積	戸數	戸當面積
一〇公畝以下	一〇・三〇	一三・九	〇・七二
一〇一三〇公畝	三三・〇	三三・六	一・〇〇
三〇公畝以上	三三・六	三三・六	一・〇〇

右表は南支那一帶に於ける農家土地所有の零細さを示す好個の資料であり、その農業經營の如何に小規模であるかを物語るに充分である。更に南支那農民の低水準生活を決定的に裏付けてゐるのは、その土地生産力と農民人口の穀物消費量の逆轉である。試みに、今日までの調査研究の結果を見るに、支那全土の土地生産力平均の一

エーカー當り六十六に對して、水田二毛作區は、逆に四十二となつて居り、農民人口當り穀物消費量は、全國平均が四百四十六疋であるのに對して、水田二毛作區では四百九十七疋となつてゐる。これに據つて明らかにされるやうに、即ち、生産力の低調なるに比して、消費量の高くなることは、南支那農民の平均生活水準が全土農民



の平均生活水準よりも缺状差を以て低位に走つてゐることが知られる。

以上概述した南支那一帶の貧困極まる農民生産力に加へて、天災の襲來、高利貸の跳梁、重税の賦課などは、農民をして一層貧窮化せしめざるを得ない。

支那に於ける天災の襲來は、云ふまでもなく、主として水、火、風、旱の害であるが、地勢、天候が大陸的である爲めに、その度は極めて大である。近年の例で見れば一九三一年の大旱魃、一九三二年の大洪水など、その被害状況は何れも吾々の常識的數字より度外してゐる。ロックヒル (Rockhill) の蒐集した資料に據れば、十九世紀の主な天災は次の如くである。(註6)

二四  
年 代 災害別 損失人口

一八四六年凶 作 二二五〇〇〇人

一八四九年凶 作 一三七五〇〇〇人

一八五四年太平天國の亂 一〇〇〇〇〇〇〇人

一八六一年一八七八年回教徒の亂 一〇〇〇〇〇〇〇人

一八七一年一八七八年凶 作 九、五〇〇、〇〇〇人

註1 根岸勉治著「南支那農業經濟論」

註2 L. Lossing Buck, 'Land Utilization in China,'

註3 同右

註4 河北省は宛平、良鄉、永清、三河の四縣、安徽省は望

江、舒城、旌德、天長の四縣、廣東省は南海、順德、新會

花縣の四縣のそれらの合計である。

註5 徐旭勳著「花縣農村經濟概況調査」

註6 李長傳著「中國殖民史」より

## 泰國文化運動の理念と實際

中 川 義 邦

### 運動の基調と陣容

一九三二年の立憲革命と共に萌芽した新興タイ國の文化運動は、ラタニヨム運動以來漸を遂うて發展し來つたところ、最近に至り急速にその發展の速度を昂め來つた。ビーン首相初めタイ國の指導者達は、タイ國が獨立國の面目を保つばかりか、他の列強と伍して、國運を進めてゆくには、何を措いても國民文化の向上、民族意識の昂揚に俟たなければならぬ點に着眼し、これが實現に鋭意努力して來たのか、近代タイ國の文化運動である。随つて運動の根本理念は、この二者を核心として展開されてゐることは想像に難くない。

最初ラタニヨムがビーン首相によつて提議された時首相はその理由として

タイ國をして他の文明國と同様の水準に發達せしめるには、全國民協力して、タイ國本來の國民性を顯揚し國民的規律を確立する必要がある。

と述べてゐるが、同時にこれは今日の文化運動の、根本

理念とも觀ることが出来る。

タイ國政府は昨年九月二十九日、本年一月一日の兩回に亙り國民文化法を公布して、文化運動の指針としたがその法文(第一編第四條)に於て、「文化」の意義を闡明して、

「文化」トハ美ノ向上、秩序ノ維持、國民安寧ノ保持並ニ人民ノ良風ヲ示スベキ狀態ヲ謂フ

と述べてゐる。續いて同法(第五條)は政府の文化運動に對する國民の義務を規定して、

國民ハ良習ニ依ル文化ヲ保持シ且ツ時代ノ進運ニ伴ヒ之ヲ變改改善スルコトヲ幫助スルコトニヨリ國民文化ニ違ツテ行動シ且ツ國民ノ繁榮向上ヲ助成スル義務ヲ有ス

と明記して居り、それより細目的な遵守事項は、法律と同時に公布された勅令に定められてゐるが、その範圍は左の七項に及んでゐる。

一、服装の整頓、公共の場所又は公衆眼に觸るゝ場所に於ける行動の整頓



- 二、個人の行狀の整頓及家事の整理
- 三、國家及佛教の尊崇に影響あるべき個人の行狀の整頓
- 四、生業を營むについての能力及熟練
- 五、國民の徳性の發達
- 六、文藝美術の發達
- 七、愛國心

國民文化法公布と同時に、政府は法人「國民文化院」を設立し、これが推進機關とした。國民文化院は創立當初は徳性文化部以下四部に分たれてゐたが、その後、精神文化、生活文化、藝術文化、文學文化、女性文化の五部に改組された。國民文化運動の最も熱心な推進者たるビーン首相自身が總裁に就任し、タムロン法相が副總裁に、また婦人文化部長には、ビーン首相夫人が就任して、今や着々として實績を擧げつゝある。

#### 國旗尊敬及び文化祭

國民文化院各部の名稱が示すやうに、各種各方面にわた

つて文化運動が促進されつゝあるが、その中でも最も先決的問題として取り上げられたのは國家意識の昂揚で、これは國旗尊重の形において顯現されてゐる。即ち毎日午前八時を合圖に全國各官廳は一齊に國旗を掲揚し、國民はこれに對して、敬禮と五分間の黙禱を捧げる。これは昨年九月十四日から嚴肅なる布告によつて實施されてゐる。國旗のみならず、軍旗、軍艦旗、ユフチョン旗、少年團旗に對してもこれに准ずる敬意が拂はれてゐる。國王讚歌、國民歌の二種の演奏に對しても同様である。これは形式から内容に入らうとする意圖のもとに行はれてゐることは、説明するまでもない。

今年から始められた文化祭 (Cultural Fair) のとき宣傳としても相當な規模をもつた國家的の催はしである國民文化院後援のもとに、二週間置きに各省廻り持ちの主催で行はれる。その第一回は三月二十八日ベンクンタロム宮において司法省主催で開催された。ビーン首相夫妻も親しく臨席し、作詩、作文、音楽等の競技、競演衣裳展等がその内容を飾つた。一見する所派手で、歐米

的色彩濃厚之感があるが、斯かる文化的催しに對する國民の熱意は次第に高調しつゝある氣運が充分觀取されたといふ。第二回は四月十一日藝術院主催で行はれた。

#### 人口増殖の諸施策

タイ國の文化運動は、國民文化院の組織が示すごとく多面にわたつてゐる。

人口問題のごとき、直接國家の隆替に關係をもつ問題として、異常な熱意をもつて取上げられてゐる。歸結するところ人口増殖策で、今日のタイ國推定人口千七百萬を以てしては、到底強國としての地歩を占めることが出来ぬといふ見地に基き、人口増殖を以て先決問題とするにある。その結果

(一)結婚奨励、(二)母性保護、(三)幼兒保護の三つの政策として現はれた。

第一に對する方法としては、政府は十八名の委員から成る結婚奨励委員會を設け、集團結婚制度を設けた。集團結婚は従來タイは古來の習慣として結婚の様式が煩雜

であり、費用も嵩んだので、これを簡易化し、節約するために設けられた新制度で、第一回七十一組に對する集團結婚式が去る三月二十九日、バンコークの首相官邸で舉行された。ビーン首相自らこれら七十一組の花嫁花婿に對し、佛陀の前に祝福を與へ、贈物をした。式後花嫁花婿は、バンコークの南、汽車で六時間の勝地ホアヒン海岸に蜜月旅行をしたが、無賃乗車の特典が與へられた。それほど政府の力瘤の入れやうは大きかつたのである。

第二の母性保護に對しては、三月十日厚生省設立記念日をトして第一回「母の會」が開催された。全國より五人以上の子供を有する母性五百六十八名が、それらの子供を引連れてバンコークに集まつた。これらの母性に對し、健康診断、子賣表彰等が行はれたが、優秀母性に對しては一等千バーツ(一名)、二等四百バーツ(三名)の賞金が與へられた。またこの催しと前後して、母性虐待防止が法令化され、如何なる不和の下にも、夫たる者は斷じて妻を毆打すべからず、若しこれに違反する者は

十年以下の刑に處すと布告されたのも、やはり母性保護の政策であることは言ふまでもない。

第三の幼児保護については、本年早々實施された「東亞の子育成會」のごときその代表的のものであらう。本年元旦を以て出生した小兒に對し、生長後國費を以て教育費を支辨し、病氣の時は國家の力を以て治療してやるもので、これに該當する有資格小兒は、男九百十名、女子七百三十二名に及んだといふ。

以上は大體昨年新設された厚生省の所管に屬するものであるが、この問題に對しては今後國民文化院婦人部も大きな役割をつとめることにならう。婦人文化部は本年四月七日婦人文化會館を建設し、これを本據に華々しき活動を開始してゐる。一言にしていへば、タイ國女性の文化指導を以て目的としてゐるが、最近の事業の主なるものを舉げてみると、結婚生活の指導相談、青年の花柳病豫防、婦人服裝の美化運動（衣裳品評會の開催等）老婦人保護、女性不平の下意上達、文化講義、傷病兵に對する音樂慰問等である。

### 思切つた教育強行策

二八

教育の普及刷新も亦タイ國文化運動當面の問題であるこれは今日のタイ國として必ずしも新しい問題ではなく一九三二年立憲革命の成立以來重要政策の一に數へられ就中革命の精神たる普通選舉法施行と脱み合せて、重要視されて來た。それが今日の時局に臨んで拍車をかけられたものである。

現在教育上最も根本的且つ普遍的要請は、タイ國內から文盲を絶滅することである。今タイ國民の七割は文盲であるといはれる。よつて政府は英斷を以つて今春の人民代表議會に、教育普及に關する法案を提出し、文盲者には課税し、これが納入を怠る者に對しては、六十日間の賦役を課する制を設け、議會の協賛を得た。來年度即ち佛曆二四八七年度から實施される。その代り一方では文字の講習會を各所で開いて無料で受講せしめることになつてゐる。

文盲は貧困者に多いのであるから、この方面に對する

助成政策も急務である。そのためタイ國政府は、最近貧困者にして多數の子供を抱へる者を對象として奨學資金の制を定めた。即ち月收六十バツ未滿の者にして六人以上の子女を擁する者に對し學資金を給附するものであつて、それらの子女にして既に小學校、高等小學校在學中の者は卒業後男子に對しては農業、工業、建築、商業等、女子は家政、裁縫等それら志望する所の職業學校に入學せしめ、早く實業に就いて、家計を助けしめ、同時に國家としても多數の技術家養成の一石二鳥を狙つてゐる。

その他一般國民教育に對しても政府の大いに留意する所で、これに關係ある全國の教育官を中央に招集して、國民教育の方針を授け、訓練を與へ、一方各地の村長を招集して、ビーン首相親しく訓示を與へて、數日間の鍊成を施すなど種々の方法を講じてゐる。

### 國語の徹底普及

國語の普及改善も亦喫緊事とされてゐる。前記の文盲

絶滅の政策もその一つではあるが、それとはまた違つた意味で、外國語排斥、國粹尊重の意味から、この政策に力が注がれてゐる。

これに對しては、各方面にわたりそれら適宜な施策が強力に遂行されつゝあるが、まづ各官廳において範が垂れられた。即ち軍人以外苟くも政府に職を奉ずる者は官吏は勿論雇員、勞務者に至るまで、タイ語の讀み書き出來ぬ者は、今後一切雇傭せぬのみか、現任者といへども、本年末を以て解雇するといふ嚴命である。これはタイ國に蔓びこる華僑の勢力抑壓の政治的意圖が多分に含まれてゐることは事實であるが、言語に對する國粹運動の大きな現はれであることは否定出來ない。

また教育部面においても、各公私立學校に通牒して、從來教科書等に用ひられた外國文は、向後一切タイ語に翻譯して用ふる事を命じた。

これらの國語文化運動の立案、審議機關としては、國語文化振興委員會が創設せられ、ビーン首相自ら委員長に就任し、他に三十名の委員を擁してゐる。昨年タイ

國は國語の整理改正を断行したが、これはこの委員会によつて行はれたものであつた。

また同委員会で審議決定した文學批判、詩文、詩歌等の獎勵目的より昨年六月泰國文學協會が結成され、同協會は機關誌ワンナカディサーン（文學誌）を發行してゐる。最近同協會では國語普及と正しき國家觀念の醸成のため従來のタイ國歴史を書替へ、兒童、生徒、學生のために初級、中級、上級、また一般のための普及版等を作製して文化運動の一役を果さうとしてゐる。

其他音楽、演劇等の藝術部門に對しても、これを規定する新法令が制定された。

### 生活改善運動の諸相

生活改善も、文化運動の重要題目の一である。衣、食住の各部門にわたつて新工夫が凝らされてゐる。

即ち住の問題に對しては、木竹を材料とする新様式の簡易住宅が創案されたり、農民のために多數の小住宅が建築され、これを低廉な家賃を以て貸付けるといふ風に

社會政策をも加味した種々の施策が行はれてゐる。食の問題に對しては、専ら榮養を主にした新料理が工夫され政府も率先して獎勵してゐる。先般バーンコークの二ヶ所で料理競技會が開催され、政府から一萬五千バーツの賞金が授與された。また意味は少し違ふが、ピブーン首相が支那麵を代用食に獎勵して、自ら經營する「戦ひの店」で賣らせてゐるのなど一應注目に値ひする。最後の衣の問題に至つては、これは恰も生活改善運動の中心一否、全文化運動それ自身の觀さへある。實際タイの指導者達が、服装改善に熱心なことは實に想像以上である。

それはピブーン首相が本年元日ラジオ放送した年頭の辭によく現はれてゐる。即ち曰く「タイ國民二十萬の勝利の途は、國民文化の向上に負ふところ大である。そのために例へば帽子をかぶり、靴を穿き、服装をきちんと整へるといふ卑近な所からやつて行かなければならぬ」と。首相は官吏が率先して垂範せんことを慫慂してゐる。上衣を着けない官吏があつたら、地位の上下を問はず、即刻辭職を命じられる。官吏自身だけでは無い。家族も同

様である。ある官吏の令嬢が無帽で歩いてゐる所を、散策中のピブーン首相に發見され、その父の官吏が免官になつたといふのは有名の話である。たとひ露天商人に至るまでも、婦人は必ず帽子をかぶらなければならぬといふ嚴命が下されてゐるのである。これらの命令に對し、

違背者はないかと、イワチンの團員が自轉車に乗つて市街を巡視して廻る。違背者があれば注意を與へる。實に熱心である。これは單に生活改善の一部門といふよりも、形式を整へることは即ち精神を陶冶する所以といふ指導者達の固き信念の下に勵行されてゐるものであつて

その意味では服装改善は、全文化運動の基調を成すものといつても過言ではないのである。

かくして今やタイ國文化面の各分野にわたつて新改革が施され、その一つ／＼が花を咲かせ、實を結ばんとして、新興國に相應はしき活況を呈しつゝあるの現状である。恰も日泰文化協定の成立に引續いて日泰文化會館が設立され、タイ國文化發達の促進に對して、我國としても絶大の援助を與へんとしてゐる。その前途や洋々たりといふべきである。

## タイに於ける服装革新

江尻英太郎

タイの服装と言へば、すぐ腰巻き布を連想させる。男女區別なくこの腰巻に似たバー・ヌンダを用ひてゐた。しかし現在に於てタイ國は新しい第一歩を踏み出し、種

々の點に革新を圖つてゐる。往古から傳統的に傳はつて來た服装をも一朝にして改革したのは正に新興タイ國の指導者達の英斷である。勿論この改革が行はれる所以は



往古の服装に數個の缺點があるのと、又一つはタイ純粹のものではなかつたのであるのと、又國內に於て用ひられてゐる服装の不統一等が原因となつてゐる。先づクメールから傳來したパー・スング（腰巻布を腰に巻いて、兩端を丸め、股に通して後にはさんで置く下衣）は太股を赤裸々に現はしてゐる。又女子が用ひるパー・ホームは胸を巻き、乳をかくしてゐるのみにて、殆んど半裸に近いものである。これ等は先進國の目より見たる時、文明國々民の服装としては非常に野蠻的であり、頗る禮儀に缺けてゐる。

—○○—

故に革新途上にある政府に於ては國民信條第十條を以て國民に呼び掛けたのである。右國民信條の條文は左の通りである。

- 一、制 服
- 二、國際近代服
- 三、習慣に基く服

を着用すべし

右國民信條を公布するに當つてビボン首相は左の要旨に於て告示を發してゐる。

「従前のタイ族の服装を見るに、他の文明國に比べた時、先進國として全く不相應なものがあつた。殊に女性の服装の如く、パー・ホームを用ひわずかに乳をかくし、パー・スングにて素足を太股まで現はしてゐるなどは、正に野蠻的外觀を呈するものであり、文明を誇る我等タイ民族のもつとも慚むべき事である。故に余は特に左の條項を女性に希望する。即ち、

- (1) パー・スングを廢止しパー・トングを着用する事
- (2) 靴下を用ひる事
- (3) 靴及び履物

このパー・トングは脛の所まで着る時パー・スングの如く太股を赤裸々に露出する事がないからである。

これは單に女子のみではなく、男子に於ても使用を希望する。

凡そ素足で歩行する事は原始人の爲す所で、文明に浴した先進國民たるタイ族に於てはもつとも慚むべき事である。これは女子のみならず男子に於ても絶対に用ひる事を希望する。これはただ單に外觀的問題のみならず衛生上から考へても使用すべきものである。

- (4) 帽 子

これは女子及び男子共用ひるべきものである。我がタイ國は熱帶國に屬し、日光の直射強く、これが使用は衛生上にも必要な事は勿論の事で、又熱帶國に於て強い日光を浴びてゐるのに何等對處する術がないのは明かに原始人の證である。故に我等先進民族はこれに對處する帽子の使用を強行する必要がある。

- (5) 頭髮は從來の斷髮を廢止すべし

凡そ髮は東洋美のもつとも特長的なものである。純黒の髮を持つ民族は東洋民族を除いてはない。往古に於ては全て長髮にて、しばしば詩又は文章で讚美されてゐるいたづらに歐米の眞似をして、斷髮し、男女の區別判然たらざる事は先進國のもつとも恥づべき事である。

一般に於ては皆禮儀に外れない様に注意すべきである。

引續いて昭和十七年二月廿一日内務省令を以てタイ國々民の制服を規定し、益々衣服革新運動の徹底化を計つてゐる。右内務省令には次ぎの事項が記されてゐる。

- (1) 國民服装の分類—國民服装を三種に別つ
  - (イ) 普 通 服
  - (ロ) 禮 服
  - (ハ) 作業服—(一) 一般作業
  - (ニ) 特殊作業
- (2) 男子の正式普通服の規定—これには左のものを以て一式とす。
  - (イ) 帽 子
  - (ロ) 開襟又は詰襟上衣
  - (ハ) 開襟の場合はネクタイを用ひる。
  - (ニ) 國際長ズボン (西洋ズボン)
  - (三) 靴及び靴下
- 尙市外及び田舎に於ては帽子、タイ特有の筒形長袖上衣 (筒形上衣の場合は詰襟のもので、五つのボタンを付けポケットを付けるを要する。) 長ズボン又は半ズボン、

靴を用ひる。

色は華美にわたらぬものを用ひる事

(3) 女子の正式普通服の規定—これには左のものを用ひて一式とする。

(イ) 帽子

(ロ) 肩を覆ふ上衣

(ハ) パー・トゥング (袋式腰巻き布)

(ニ) 靴及び靴下

靴下は使用せざるも可とする。

(4) 男子作業服の規定—これには左のものを用ひて一式とする。

(イ) 帽子 (これは作業の妨げになる場合には必要としない。)

(ロ) 袖付きの衣 (シャツ式のもの)

(ハ) 長ズボン又は半ズボン

(ニ) 靴 (作業の妨げになる場合には必要としない。)

(5) 女子作業服の規定—これには左のものを用ひて一

式とする。

(イ) 帽子 (作業の妨げになる場合必要としない。)

(ロ) 肩を覆ふ上衣 (ブラウス式のもの)

(ハ) パー・トゥング

(ニ) 靴

作業服の色は男女共屋外にて作業する場合には灰色、茶褐色、カーキ色、又はチコレイト色を用ひ、屋内の場合又は機械に關係する作業の時には濃い青色を用ひる。

尙この運動を一層徹底させるため、ユワチョン (男子青年團) 團員に、この規定に反する服装をしてゐる者に注意を與へる役目が課せられてゐる。右に依れば帽子の使用を絶對的に普及し、バヌングを廢止して、男子は全て西洋ズボン、女子は袋式腰巻き (丁度スカートに相當するもの) を用ひる事になつた。その上、従來印度系服装、支那系服装、マライ系服装を模寫して用ひてゐたものは悉く姿を沒して、右規定による男子二型 (開襟上衣ネクタイ着用、及び詰襟上衣)、女子は一型 (肩を覆ふ上衣即ちブラウス式のものにパー・トゥング) に統一された

のである。



これに伴つて、學生の服装の統一も企圖されるに至つた。従前から學生の制服規定については文部省當局の考慮する所であり、多少の統一はあつたが、種々の事情によりその徹底を見る事が出来なかつたのである。しかし國家の要求に應じて、ユワチョン、ユワナーリー團が結成されるに至り、團服が學生の制服となつたのである。ユワチョン團服は左のものを以て一式とする。

(1) 上衣は襟付きシャツで、五つのボタンがある。

ポケットは胸の上左右についてゐる。肩には肩章を付けてゐる。これは軍隊服を眞似たものである。

(2) ズボンは半ズボン

(3) 靴下は長いもので、膝までであるもの

(4) 靴は黒皮の靴を用ひる

(5) 帽子—軍隊帽

色は混青カーキ色である。

ユワナーリー團服は左のものを以て一式とする。

(1) 上衣は襟付コート、五つのボタンを付ける。ポケットは胸の上左右についてゐる。肩には肩章を付けてゐる。

(2) スカートの膝をかくす長さである。

(3) 靴下は短いものを用ひる。

(4) 靴は黒靴

(5) 帽子— (丁度我が國の國民服の帽子の如き形をして中折になつてゐる)

色はカーキ色又は混青カーキ色を用ひる。又これと併行して一般通學用の制服も別にある、男子の場合は全てユワチョン團服にて通學するが、女子の方には左のものより成る。

(1) 上衣—白色セーラー服に水兵ネクタイをしたもの、ネクタイは學校により色別されてゐる。

(2) 靴下—短い白色のもの

(3) 靴は白靴、特に運動靴

(4) スカートの黒色を用ひるを原則とする。學校によつて色を異にしても差支へないが、統一を缺かない程

度にする。

(5) 帽子は麥藁帽子を用ひる。

以上は中等學校の服装であり高等學校の制服は従前から定められたるものを用ひてゐる。

又これに伴つて官廳制服も閣令によつて定められた。その趣旨は形式にとらはれずに簡易を目的としてゐる。例へば官吏の服装を五種に別けてゐる。

- 一、普通服
- 二、事務服
- 三、出張服
- 四、禮服
- 五、社交服

普通服には詰襟又は開襟上衣を用ひその様式は前記内務省令に規定されたる國民の服装である。事務服は長袖のシャツであり、内務省令に規定されたる國民の作業服と様式を同じにする。ただ省を別つ徽章を附した肩章があり、又襟の兩端にも小さい省の徽章を付ける。色はカーキ色を原則としてゐる。出張服には半ズボンを用ひる

三六

色はカーキ色を用ひる。禮服は長ズボンを用ひる。色は白色とする。社交服は従前通りのものを用ひる。

又最近内閣では閣令を以て非常時の事情に鑑み事務服又は出張服を着用して式場に出席する事が出来る事にした。但し左の場合に限られてゐる。

(1) 國家の式典及び特に宮内省の服装の規定なき王室の祭式

(2) 個人の式典(結婚式、誕生祝等)

(3) 葬式

の場合にて非常時下に於いてのみである。右の場合いづれも胸に勳章の略章を付ける。喪章は用ひられない。

又帽子は軍隊帽を被るを原則とする。その帽子の前面上には各省の徽章を付ける。女子の場合は我が國の國民服帽の如きもので中折のものを用ひ、各省の徽章は帽子の左側に付けられる。

以上のものはタイ國民間の服装の改善である。これに伴つて軍服の改良も行はれてゐる。これは又別の機會に於て紹介したいと思ふ。

## 新聞論調

### 青木大東亞相の南方視察

バーンコーク・クロニクル紙四月廿六日附社説

青木大東亞大臣は今次の南方視察によつて、大東亞省が日本軍占領地域の統治に關して當面する諸問題につき、最も直接具體的な知識を得られることと思ふ。これら諸問題の大部分は當該諸地域の内政的問題であつて、戦争による破壊からの再起復興に關する問題であらうが、青木大東亞相をして特に感銘せしめるものは、東亞の住民が學つて米英勢力の剽滅と、日本の提唱し、且つ現に赫々たる戦果によつて實現しつゝある「アジア人のアジア」建設のために全幅の協力をなしつゝある事實でなくてはならぬ。同時に青木大臣は、既に印度支那及びタイに於て觀取されたやうに、いづれの地域に於ても、政府と國民が上下志を同じくし、敵米英をアジアから完全に驅逐するまで闘ひ抜くの決意に満つることを感ずるであらう。

およそ南方諸地域に關する限り、それら各地の住民は、すでに日本の仁慈なる意圖について實證を得た。ビルマは獨立を約束せられ、本年末までにはその實現を見るであらう。ヒリツピンも住民の披瀝する協力態度如何を條件として獨立を約束されてゐる。その他の占領地域における日本當局は、戦争によつて破壊された都市の復舊と、今は日本



の統治下にある新附の幾千萬住民に對して、職業と生活の安定を與へることに専念してゐる。日本が現住民に對する搾取行為を法規によつて處罰し、公共事業及び企業を軍の管理下に置いてゐるのは、單に事業の急速圓滿なる進捗のためのみではない。日本軍憲が住民の福祉について全責任を感じ、住民の意思尊重と住民への協力を願念するが爲めであつて、日本の誠意と同情を示す證左に外ならぬ。

青木大東亞相のタイ國訪問は、知識の交換と啓發に資する所益し大なるものと信ぜられる。タイ國と日本は數百年來一つの共通な特色を持して來た。共に獨立國家であることがそれである。アジアに於て歐米列強の奴隷たることを免れたものは、實にタイと日本のみである。これは主として救濟、洞喝に屈したことの無い兩國國民性の賜である。タイはアジア解放戰における日本と同等の發言權を持つものである。青木大臣はタイ國政府並に國民に對し、タイ國が其の國家目的並にそれ以上更に大なる理想の實現のために、國難と犠牲を顧みず勇往邁進しつゝある事を絶讃されたが、タイ國は事實その賞讃に値ひするものと信ずる。タイは日本の有力な味方である事を立證した。日本はタイの援助によつて不敗の態勢を築き、攻撃力増強の資源を確保した。青木氏がこの事實をよく認識してゐることは、新聞記者との會見において「日本は大東亞戰爭完遂に對するタイ國の協力を感謝する。日本はタイ國の發展とタイ國民隆昌のために最善を盡すべし」と言明したことによつて明かである。先週末行はれた首相及び外相と青木氏との會談に關する共同聲明の意義は更に大きい。この會談では一般世界情勢並に大東亞將來の問題が検討された。アジアの指導者達が今回の如く機會ある毎に相互の問題に就て親しく會談することの善い事であるのは勿論であるが、今回の會談に於て番に兩者の意見が完全一致を見たのみならず、最後の勝利我れにありとの確信を得たと傳へられる事は喜びに堪へない。勝利の爲めに多くの犠牲を拂ひつゝあるタイ國民は、これによつて大いに激勵される次第である。

## 人種的差別待遇

ハインコーク・クロニクル紙五月三日附社説

英米は人類の自由に關する彼れらの思想を世界に向つて繰返し説法して來た。英國大憲章も米國獨立宣言も大西洋憲章も皆總べて「自由を根本の思想とするものであり、人類は平等に創造せられたと云ふ思想のために捧げられたものである」と彼等は主張してゐる。此の敬虔な言句は基督教の聖書から出たもので、基督教諸國が之を政治の根本理念とするのは正に當然とすべきである。然るに其の理想は、少くも彼等の支配する異民族に關する限り實行されては無い。否それのみではない。彼等はアジアの總べての諸民族に對して自由を禁止してゐる。英米治下の諸國に於ては皮膚の色が市民權を左右するのである。人種的差別待遇は英米の屬領に於て從來少なからざる不穩の狀態を醸した。そしてこれは今次戰爭の根本原因の一つをなすのである。然るに、不平等と不公正の排撃のために戦ひつゝありと稱する其の諸國が此の差別待遇を今尙固執して已まないものである。最近日本大使館の岩田書記官は、アジア諸國民に對する差別待遇の最も明白な實例につき論評を試み、アジア諸國民に對する日本の同情する態度と、英米の非道なる待遇との甚だしき相違を指摘した。米國の移民法は、黄色人種に對して米國の或種の港に入港することを禁止した。この事は重慶支那人を憤慨且つ落膽せしめ、今更の如く英米の言行不一致を嗟歎せしめつゝある。

英國の態度に至つては更に不當である。白系カナダ人、オーストラリア人、或ひはニュー・ジールランド人達の如き英本國人と同等の權利を享受すべき自國人民に對しても制限を加へて居る始末である。之れは兎も角、白人と有色人



との間には割然たる差別を設けてゐる。英國當路者は現下の危局に顧み、英國治下の有色人に對して存りに好意を強調してゐる。然かし在來の差別待遇は今後も繼續するであらう。英國は現に印度人心の把握に汲々としてゐる。英國は勝利の爲には印度の援助を必要とするものであつて、その事實を公然認めてゐるのである。然も尙南阿聯邦の印度人に對する土地所有禁止法案を傍觀してゐるには無いか。吾等は、口に自由を説きつゝ其の當然保護すべき人民の自由剝奪に加擔せんとする彼等の心理を了解するに苦しむものである。斯くの如きは總て之れ英米がアジア人の福利に無關心たるの證左である。今や大多數のアジア民族は英米のこの不誠意を感得し、之れに酬ゆるに非協力を以てしつゝある。重慶政府のみは其の例外であるが、彼等も最後には非協力の列に入ること必定である。彼等は今やアジアの自由はアジア人自身の手によつて獲得せらるべきものであるとの教訓を現實に學びつゝある。英米は今日如何に言を巧みにして自由と平等と同朋愛の附與を揚言するとも、アジア人に對しては、永遠に之れを許さぬであらう。

## 農 民 援 助

バンコーク・クロニクル紙五月五日附社説

今般農務省が國家經濟力増進の一策として、農民に對し、タイ國に於て耕作すべき作物と耕作すべからざる作物とを指示し、又農業に直接關連する家内工業にして、農民を賑はし國家の利益となる各種の副業につき農民を指導することとなつたのは頗る賢明な方策と認められる。同省は尙専門技師をして玉蜀黍、落花生、青豌豆、其他の栽培に關する實驗の結果及び之れ等の作物に適する肥料の種類等を説明せしめてゐる。農務省の意圖は、農業を最高度に發達

せしめ、以て國內食料の充實を期すると同時に、土地によつて生活する數百萬の國民に生計を與へんとするにあることは言ふまでもない。國家の繁榮と國民の福祉は農に依存する。而して此の農の重要使命を達成するには、農業に關係する總べての部門を一樣に歩調を揃へて發展せしめねばならぬ。

この農業振興に關する努力の一つが最近公表せられて世間の注意を引いて居るが、それは佛曆二四八二年に着手せられたスコタイに於ける棉花栽培事業に關するものである。農務省は同年一月、當時ジャングルであつた土地の開墾を命じ、次いで優良農民を選抜して其の地に定着せしめたが、爾來當局の指導援助によつて此の農地は現在二百五十人の農民に生計を與へ、而も彼等の勤勞から利潤をさへ擧げつゝある有利な集團農場となつてゐる。指導官吏は農民に對して先づ耕地の整備に關する指導を與へ、次いで播種用の棉實子及び煙草葉を配布し、其の栽培並びに收穫法につき懇切な指導を與へたのであるが、今やこの開拓地には棉花、甘蔗、煙草、玉蜀黍、大豆、落花生、干蕃椒、其他蔬菜類が栽培せられ、續々市場に出して居る。然し、當局は此の成功にも尙満足せず、牛、豚、家禽等の飼育を獎勵し、以て現下の問題たる食用肉類増産問題の解決に資せんとしてゐる。更に、當局は同地農民をして煙草工場を設立せしめ、其の工場製品の賣捌を引受けた。尙、同開拓地は優秀なる道路及び給水に關する設備も出來てゐる。

茲に特記すべきは、この開拓地に於ける農民が孰れも満足し且つ幸福に生活しつゝあると傳へられる事實である。近代的農耕法が最大の收穫と利益とを齎らすことを農民に體驗せしめた農務省官吏と、同地農民との間には圓滿なる協力が行はれて居る。農務省の試みたこの開拓地の成功は、更に他地方に於て同種農場の建設を促すであらう。此のアウトヤ集團農地の成功は、官吏の指導に對し農民が喜んで聽従すること、並びに農民は近代的農耕法により又官憲の指導援助によつて増産增收を計らんとする意思を多分に有することを實證するものである。



## タイ史餘瀝

天田一閑生

四二

### 法典編纂の事

アユチャ王朝没落後に興つた、トンブリ王朝のタクシン王（一七六七—一八一一年）にしろ、又其の後の盤谷チャクリー王朝のラマ一世ブラ・ブット、ヨートファー・チュラローク王（一七八二—一八〇九年）にせよ、當時まだ緬甸との紛争が餘蘆的に繼續して居て、内外の軍事に多忙を極めたに拘らず、英明な兩王は何れも兵馬倥傯の間に、能く政事に努力された蹟が顯にされて居る。

殊にラマ一世王は盤谷王朝百六十年の平和の基礎を築いた英雄であつて、多くの善政の蹟を遺して居るが、公事の公平無私な裁断には特に意を用ゐられ常に衆智を

集めて法規典例の調査記録を遺された業績は、事の大小はあつても、恰も奈翁大帝が、彼の歐羅巴征覇の大業に全力を傾倒しながら、奈翁法典完成の偉業を遺して居るに髣髴たるものがある。

王は常に政所に早朝より出御、多數群臣に謁を賜ひ、諸々の公事を聴き、親ら之に裁断を與ふる事が例であつた。経緯の細深な訴事に就いては、先づ典據先例を慎重に取調べしめた。之が爲公事所を設け、記録官四名、法官三名、學官四名をおいて、王室記録所の公事に關する公文書を調査整理せしめた上、典例として裁可せられたものは、之を三部宛清書の上、王室圖書寮に一部、政所に一部、記録所に一部を夫々保管せしめた。

之等の文書の中には、特に民事關係の法律として今日に迄行はれて居るもの基礎となつたものが多いのであるが、此の事は、ラマ一世王が盤谷王朝の確固たる基礎を築かれた政治上の偉業の外に更に立派な文化的業績を遺したものと云へるであらう。

### 治外法權の事

盤谷王朝になつて、葡、西、蘭の舊勢力に代つた英、佛の如き歐羅巴の新興勢力の東漸が著しくなるに従つてタイの受ける餘波が段々大きく強くなつて來て、ラマ二世、三世の時代を通して、緬甸、安南の東西兩隣に於て度々の紛争に悩まされ、靜謐を樂むことが出来なかつた。

殊にラマ三世當時には英國のヘンリー・パーニーに依る、第一回緬甸侵略の事あり（一八二四年即ラマ二世崩去の年）色々のいさことがあつたが、パーニーは何んな魂膽があつてか第三世王に對し英國との同盟締結と又英緬講和の際には新なる國境劃定協定に調停國として

署名する事を求められたのであつたが、王は當時の緬甸が内亂常無く、外國との約定も結局は遵守されず、其の結果、英國は調停署名國としてのタイの責任を糺彈するに相違ないとの觀測の下に右の求に應じなかつた。王の此の處置は、當時甚だ賢明のものと言へられたが、其の後（一八五〇年）ジェームス・ブルックが來泰、通商條約締結を要求した時は、王は健康の勝れない故もあつたが、殆んど之を相手にせず、矢張り前回と同様の筆法でブルックの要請に對する處理を遷延せしめたので、ブルックは遂に香港に引き揚げ、時の總督ヘンリー・パーニーに對し、タイに軍艦を派し、武力壓迫に依つて條約に調印せしむるの外無しとの建言を爲すに至つた。

この事は、其の後間もなく、タウンSEND・ハリスが米暹條約商議の爲めタイを訪問した時の日記に（一八五六年）タイとは口頭の外交交渉などでは成功はしない、軍艦を派遣してメナム河に遡航盤谷王城前で皇禮砲をぶつばなした上交渉を始めるに於ては、通商條約など一日にして成るであらうとの述懐を遺して居る事實に想到し

四三

て、誠に興味を感じしむるものがある。然し、タイは當時英暹通商條約調印を拒絶した事が祟つて、後に白人勢力の一層強い壓迫を受けざるを得ない事となつた。

タイに於て外國の領事裁判權と言ふものが認められるに至つたのも、その結果の或は祟りの一つと言へるであらうか。ブルークが、香港に引揚げて間もなく、ラマ三世王は崩去し（一八五一年）モンクット王がラマ四世王として即位した。王は英明を以つて識られて居るが、即位前二十數年に亘る永い僧院生活の間に數多の外國語を習得され、之を通して世界の形勢や時勢の進展を具に知り、他面、自國內の缺陷弱點を自覺されて居たので、即位後は銳意諸政の改革に努力されたのであつた。斯様な教養と經驗から出て來た王の外交政策と謂ふものは勢ひ追従、融和を旨とするものなるを免れなかつた。

王は即位の儀式に在留外國人を招待するとか、役人に對し外國人との應對は丁重たる可しとの命令を出すとか、白人の感情を害せざるに努められたが、其後間もなく、サー・ジョン・パウリングが軍艦二隻を率ゐて來泰

（一八五四年）條約締結を求めた際には、王はウォングサ親王を代表とする折衝委員を任命し、交渉に當らしめたが、英國が求むる最も重要な二點即ち領事の駐在、治外法權の容認に付ては内容に觸る事なく求むるが儘に之を應諾する事を命じたのであつた。他の諸外國も、英國に倣つて治外法權を骨子とする不平等條約を結ぶに成功したが、之等は凡てラマ第四世王の白人追従外交策が禍根を遺したもので、爾來法權、稅權の上に外國人が享有した特權と在留白人が持つた社會的優越感に依つて泰人は永い間如何に苦しんだか想像に餘りある。此の國がその完全なる法權、稅權の回復を諸外國との條約上に確保し得たのは、現在の革命政府が、昭和十一年各修好國との條約を一齊に廢棄するの英斷に出でた後の事に屬する。彼のラマ四世王の英明をもつてしても、斯る對外讓歩を餘儀なくされた事は、然し乍ら、彼の老大國支那さへも當時歐米諸國に散々痛め付けられた史實に考へ合はすれば、當時東南亞細亞の一小國タイが治外法權の容認位の讓歩で獨立を保全し得たのは、矢張り四世王の機宜

を誤らざる融和追従的な外交策と、同王の後を承けて四十餘年の治世に於て各般の改革を爲し遂げたラマ第五世チュラロンコン大王の努力とに歸さなければなるまい。

### 地目改めの事

古い時代から新王即位の直後に於て（一）僧官の昇叙（二）皇族官位の昇叙（三）文官の爵位昇叙（四）滯納諸稅の清算（五）地目改めを始め諸登記改め等の事が慣例的に取行はれたものであつた。

此の地目改めの事に就いて少しく書いて見度い。地目改めとは要するに、課稅の對象となる可き農家の所有地の利用を現實に即して明かにし、課稅を公正にすると言ふ、新王の徳政の一つであつたのだ。即ち、林地、果樹菜園又は米田として登記されたのが永い間には菜園が米田に、又は、米田が菜園に變耕されるものも多く、或は果樹の枯死に基く耕地の放棄もあるので、上納率の高い果樹園（樹種に依り異り、樹數に應じ課稅される）が、林地に變へられた場合や、課稅の方法が異なる米田が、

他の耕地となつたものなどは改め役が實地に農村を巡察して、夫々適正な登記に改めて課稅を公正にと努めたのであつて、新王即位の直後には必ず一回、又例へば第五世ラマ王の如き永い治政の間には二回、三回と言ふ具合に取行はれたのであつた。

米田に就いて見れば、上納が銀子を以て行はれるやうになつたのは、ラマ第三世王（一八二四—五一年）以後の事に屬して居るが、夫れ以前は收穫糧の現物上納が行はれて居て、普通一畝（約一反六畝）に付概二サット半（一サットは約二十六突入の籠）を官倉に上納する定めであつた。此の米田には、天水、及灌溉堀水の何れかに依り常に耕作し得る田地と、又比較的高地にあつて、天水が充分でない限り耕作し得ない田地との二種に分類されて居て、前者は「クロー」（雙牛の意）と呼ばれ、詰り斯る田地は、耕作使役牛の頭數に依つて總收穫量が推定されるので一對の使役牛に基準を置く收穫量の上納率を牛の頭數に依り納める事となつて居た。之に反し、後者は、降雨の少い年は耕作は出來ないので現實に刈入れ



後の葉が見られた時のみ、耕作面積に應じて上納を定めると言ふ仕組で、此の類の米田は「フアング・ロイ」(浮葉の意)と呼ばれる。

改め役は之等の土地の状況を巡察して、「クー・コー」田に對しては「トラー・デング」(赤票の意)又「フアング・ロイ」田に對しては「バイ・チョング」(耕作證の意)を發給するのであつて、之に依り當該土地の所有權が認められたのである。而して「トラー・デング」の土地は耕作すると否とは問はず、その面積に應じ上納を續ける限り所有權が認められたに反し、「バイ・チョング」の土地は耕作せざる事三年に及べば、土地は官有に歸するの定であつた。此の制度は極く近世迄行はれて居た。

### 英人ノックの事

南泰ブラチエアブリカに日蝕觀測に行幸された四世王(王は政治に優れた手腕を示された外、科學方面に興味を持たれ、殊に天文學に通じられた事は有名であつた)がマラリヤ病に侵され遂に之が因となつて一八六八

年崩去し長子チュラロンコン王が即位した。泰國近世史に幾多の頁をかざつた有名な第五世ラマ大王である。然し王はその時齡漸く十六歳の幼年であつたので、四世王の遺言に基き「ソムデット・チャオビヤ・マハー・シー・スリヤウオング」が攝政となり、専ら政務を補佐する事となつた。此の人物は、盤谷王朝最高隨一の名家たる「ブナーク」家の當主として、第四世、第五世兩代に亘つて權勢を誇り、その威望は王位に亞ぐものがあつたが、新知識に乏しく自らも之を自覺した結果、當時盤谷府に在留して居た英人ノックなる者を近づけ、之を顧問の如く信頼して其の言を聽くに至つた。

ノックは船員上りではあつたが性俊敏で人に取入る事が上手だつたので、其の時既に副王にも接近し、その軍事教官の如き地位に居た者であつた。英本國政府も彼の利用價值を認めてか、盤谷駐在の領事に任命するに至つた。

此のやうな男であつたので彼ノックはすっかり泰人の氣質を飲み込んで、泰側との交渉事で何か不満でもある

と直に領事館掲揚の英國旗を下して、脅嚇するに歸國を

以つてしその我を通して來たと言ふ。ノックは或る時攝政に對し、文明國は凡て國務參議院を設けて居るからタイも亦之を新設す可き事、又國王も既に成長されたので、國外に旅行され充分見聞を廣くす可きであらうとの建言を爲した。攝政は早速此の旨を奏上したので、チュラロンコン大王の新嘉坡旅行が實現したのであつた。當時の新嘉坡は英國東漸の基地としての諸施設が著々その緒につきつつあつたので、大王は其所で親しく歐羅巴風の設備を視察し、大いに見聞を廣め、且つ又、下心あつての英人總督以下の非常なる歡待に會ひ、多數の白人を引見大變な御満足で歸國された。

歸國するや國王は早速前のノックの進言通り、國務參議院を設けるに至つた。大王は後ち印度、錫蘭に遊び又歐羅巴にも二回(一八九七年及一九〇七年)漫遊されたが、國王が外國に出遊された事はタイ國では非常な大事件であつて、一時は國民の杞憂が集まつた。之が實に船員上りの一英人の進言に誘はれての事であつたと言ふの

は面白いと思ふ。

惜、此の國では未だ役人に一定率の俸給とは無く、時に應じこの所謂お手當を受けるに過ぎなかつた。従つて役人は普通何等かの商賣を爲し、私利を營む事が默認されて居た。此のやうな状態だつたので、其の頃國の收入が略四百萬銖と推算されたに拘はらず、實際國庫へ入る部分は僅々三、四十萬銖に過ぎなかつた。依つて國庫の増收を圖るべき手段が參議院の議題となり、平常副王に好からざる輩は副王が國王と格別近親關係も無く、しかも無爲にして、約十萬銖と言ふ高給を食んで居るからその手當の大部分を國庫に獻せしむべきだとの激論を以て副王に迫らんことを企圖したが、副王の一味が逸早く之を副王に内通したので、副王は早速家の子郎黨を集めて、その御殿を警衛させた。國王は一向斯る事件を知らずに居たが、偶其時の府内に火事が發したので、國王は從者を率ひて出御、親しく防火を指揮されての歸途、副王邸の不穩の景色を認められ、急ぎ親衛兵をして、王宮を警衛せしめられた。史家に據ると其の時の形勢は殆ん

ど一觸即發内亂の危機にあつたと言ふ。

副王は稍優柔だつたので事を攝政に諮り暗に其の援助を求めた。然し攝政は之を取合はず、ラヂャプリの離宮造營監督に出掛けて行つた。其所で副王は人もあらうに之を英領事ノックに諮つたので英國は當時馬來方面の泰の邊境を狙ふて虎視眈々たりし時としてノックは得たり賢しとして進言するに(イ)メナム河以東はラマ王に(ロ)メナム河以西、メクロング河迄はソムデットチャオピヤ攝政に又(ハ)メクロング河以西は副王に夫々分割するの案を以つてし、充分に副王を支援す可きを約し、早速之を新嘉坡總督に報告したものであつた。彼の腹としては、斯くして副王を抱き込み、あわよくば馬來半島全部を英國のものとしようとするにあつたのだ。流石にチュラロンコン大王は年少だつたにも拘はらずよく斯る危機を察知され、早速ノックに對し副王との事は單なる王族間の小さき感情の行違ひに過ぎず早速に善處すべしと傳へ、一方新嘉坡總督としては、斯る案は或は佛蘭西をしてメナム河以東全部を押へるが如き漁夫の利を獲せしめ

るの惧ありとの一層政治家的遠慮を廻らし、且つ大王新嘉坡出遊當時の交誼を回顧して、敢てノックの案に踊らなかつたので纔に事なきを得たのであつた。

之は「チ」大王漸く二十歳の時、我が明治も始めの五六年の時の事に屬する。此の挿話はチュラロンコン大王の幼より英明だつた事を語るものであるが、王は其の永い治世の晩年には英、佛の壓迫に抗し兼ね、馬來に、又メコン河流域に度々の失地の苦汁を嘗めた外、白人の顧問政治と言ふ苦い經驗をも具になめられたのであつたが泰の歴史を讀むと古くはフォールコンの如き又小さくはあるが、ノックの如く國政の表裏に活躍した白人の數々を知る事が出来るが、最近世になつても革命政府初期迄は泰政府部内に居た白人顧問と言ふものは多少とも本文のノックの如き役割を持つたもので、之が爲泰が如何に苦んだか従つて此の顧問制度の廢止に向つて如何に多くの努力が拂はれて来たか我々は充分同情出来るのである。然るに之が大東亞戰爭勃發と共に往時の觀念に基く顧問と言ふものが全く一掃されたのである。我々は誠に泰

の爲に慶賀せざるを得ない次第である。

### ハリス泰王に獻品の事

タウンセンド・ハリスは初代亞米利加總領事として、日本に赴任の途一八五六年四月訪泰、通商條約商議の爲約三ヶ月の間盤谷に滞在したのであつた。彼の此の間のもろもろの經驗に關しては會て書いた事があるので、此所では彼がラマ第四世王に奉つた獻上品の事に觸れて見たい。當時のアメリカの所謂開明の程度や、此の獻上品を受納されて四世王は、前項にも書きた通り、科學方面に異常な興味を持たれて居た事とて、之等の珍品を大變喜ばれた有様が想像されるのである。

- ラマ四世王への獻上品目録
- 一、鏡一對、長さ八十吋、巾五十六吋美々しく鍍金せる縁に納む
  - 二、シヤンデリヤー一對、各八燈付、別に各三十六個宛の切子硝子の笠及火屋及七十二個の燈心を附屬す。
  - 三、複式顯微鏡一個、附屬品共

四、日光顯微鏡一個、附屬品共

五、顯微鏡圖解説明書一冊

六、シヤープ旋條銃一個、洋銀造臺架附、別に雷管二千

及彈筒百個附屬

七、コルト五吋拳銃一個、火藥、彈及附屬品一式

八、ワシントン將軍等身大肖像畫

九、ピヤース大統領等身大肖像畫

十、Republican Court or Society in the Days of

Washington. 一冊

十一、American Scenery or Principal Views in the

United States 一冊

十二、紐育市大博覽會出品物圖解説明書(土耳其絨モロ

ッコ革裝釘)

十三、Iconographic Encyclopaedia 一冊

十四、ウェプスター大辭典(土耳其絨モロッコ革裝釘)

『亞米利加合衆國大統領フランクリンピヤースより暹羅

國皇帝陛下に獻上』の文字を印す。

十五、華府市、ニウオリンス市、紐育市、ボストン市、

フィラデルフィヤ市、ウエストポイント、華府上院、紐育市クリスタル・パレス等の彩色風景畫及鐵道急行列車圖

十六、大西洋岸より太平洋岸に到る間の合衆國地圖掛軸以上であるが、之を献上した翌日副王に謁見、献上品を奉つて居るが、此の方は右記の中の書籍及繪畫を同じうする外は大部分電氣機械の動力附模型類である。

ハリスは一八五六年五月一日午後、四世王に謁し國書を捧呈した上、之等の品物を献上したのであつた。彼は其の時の言上文の中に、國王が困難なる數多の外國語に能く通じ、且つ高い科學に關する造詣深き事は、遠く亞米利加にも廣く傳はり、大統領に於ては殊の外讚嘆して居る旨に言及して居る。國王及副王に對する献上品は斯るハリスの豫備知識の下に選擇されたであらう事が想像される。當時、整谷府内には未だ道路とは無く、公路は凡て涇南河によつたので、ハリスの國王謁見の際の第一公式行列は涇南河を船で通り、之が爲に多くの舟舩が仕立てられたのであつた。

- 一、泰儀仗兵乗船
- 二、軍樂隊乗船(サン・ハシントン號乗組のもの)
- 三、亞米利加大統領國書捧持船
- 四、ハリス全權、譯官、祕書官乗船合衆國々旗掲揚
- 五、アーム・ストロング提督(ハリス乗船司令官)乗船
- 六、隨員乗船
- 七、行列が王城棧橋到着と同時に禮砲二十一發。之に對し軍樂隊より「ゴッド・セブ・ザ・キング」曲吹奏の後全權以下全員官位の順に従ひ、轎にて宮殿内に入る
- 八、謁見室に入り、ハリス全權より國書を捧呈の後言上文を讀む。

ハリスは當時の模様を彼の日記に次のやうに敘して居る。  
余等の船がモンクット王の居城に到着するや、城内控の間迄全員は轎で搬ばれた。余等の通路の兩側は實に奇妙なる服裝をした兵隊が堵列して居た。或るものは端に兩刃の刀を附けた棒を抱へ、或るものは長柄の斧や弩や古燧發銃を夫々抱へて居る。或るものは長いガ

ウンを着て居て丁度婦人のやうに見え、又或るものはチャタムに出て來る瑞西山獄黨員のやうな格構をして居る。儀仗兵の中には二世紀前の鑄造に係る西班牙渡來の榴彈砲を載せた二十頭の象部隊が居る。  
二十一發の禮砲が發せられた。謁見の間に至り、扉が開かれるや、余等を公使館から案内して來た宮内官等は一齊に跪坐して、三度合掌禮拜した後、膝行しながら余等を玉座前迄先導するのであつた。控の役人等は皆、金絲銀絲を織り込んだガウンを着て、めいめい其の官位を示す可き章徽たる金製の檳椰子容器、茶器、太刀等を傍に置いて居る。

謁見の間は十字型の天井の高い大廣間で、天井の中央はエジプト式の華麗な四本の柱で支えられて居る。此の四本柱の間に九重の白天蓋が四個置かれ、廣間の上手に美しく鍍金された玉座がある。玉座には廣間側からは階段は無く、玉座は外側から玉座に入られるので高い所に王様が坐して居られるのが見られる許りである。

王様が戴かれてゐる冠は、青天鷲絨の帽で周圍には澤山の寶石と黃鳥羽を以て飾られて居る。玉座の兩側には二個の七重天蓋と十個の五重天蓋が配置されてあり玉座の直下には四人の太刀持と二人の銃持が警護して居る。余とアーム・ストロング提督の爲には夫々クッションが用意されたが、他の隨員はスマイルナ・カーベツトが敷かれた床にすわるを餘儀なくされた。余は豫め打合の禮式に従つて、國書を捧呈した後、合圖を持つて用意の言上文を讀み上げたのであつた。

次で王様は打解けた様子にて米國と條約を結んだ東洋の國は何國ありや、亞米利加大統領の任期は何年なりや、合衆國の州の數は如何、等々の質問があつた後、謁見の式が終り、三度の合圖があつて、玉座と余等との間に大きなとばりが下された。並居る役員は合圖の度に合掌禮拜を繰返すのであつた。  
斯くて余等は、別室に於て洋食の賜餐を戴いた上、日没頃漸く宿舎に歸る事が出來た。





## 泰に關する雜記帳から (一)

五二

井澤實

筆者は、泰に關する問題には全く門外漢であるが、古くから葡萄牙及西班牙人の東洋に於ける史實を調べてゐるので、副産物として泰に關する雜記帳が一つ出来て来た。泰の問題を系統的に調べられる人にとつては、或ひは何かの参考となるかも知れないと思はれるから、素材の儘紹介してみやう。

○ 西曆一七一八年、比律賓の總督は暹羅に使節を派遣して條約を締結せしめたが、其條約によれば、西班牙人は比律賓と「メキシコ」間の航海に使用する船を暹羅で造り、その資材たる「チーク」材及鐵を自由に入手出来る

十五世紀の初頭東洋へ旅行した伊太利人「ニコロ・コンティ」の旅行記に「マシヌス」と云ふ地方の事が出てゐるが、R. H. Major の註記によれば右「マシヌス」とは暹羅であると信ぜられる趣である。周邊の諸國の記述及産物等より見て暹羅であることが最も確かであらう。右記事によれば

「住民がマシヌスと呼ぶ此地方は、象が多數棲息してゐる。此國の王は象を所有すること一萬匹に達し、戦争に使用する。象の脊には塔を置き、八人乃至十人の男が其塔より投槍、弓及我々が弩と稱する他の武器を以つて戦ふ。之等の象を捕獲する方法を聞くに、大體次の通りであつて、プリニーの述べる處と一致する。即ち、交尾時期に馴致された牝象を森の中へ追ひ込み、野生の牡象が来るを待つ。牝象は徐々に引上げて、壁を以つて圍まれ、入口と出口のある餌を探る爲めに特に作つてある場所へ来て餌を探る。牡象は牝象が右場所に在ることを認めるや、牝象に近附うとして第一の門より這入る。牝象は牡象を見るや直ちに出口より走り去る。さうすると直

ことゝなつてをり、又「テイカル」貨と比律賓貨との爲替率其他に關しても詳細に規定してゐる。

右條約の内、西班牙人に與へられた居留地は以前 *Empo Japan* (日本の地所) と稱せられた地で、現在は *Nuestra Señora de Soto y S. Buenaventura* と稱せられ其地域内では居住、布教の自由を與へられてゐた。右條約は五ヶ月の交渉の上一七一八年七月二日、即ち泰の曆では *Duan Kao Phutha Sacarat* (二二六一年) の新月に調印せられ、泰側の署名者は總理大臣 *Chan Patia Barcalan* となつてゐる。

○ 盤谷の日本人町の所在地の手掛りとなるものである。

ちに兩入口は閉鎖せられる。此時、千人位の男が係蹄のついた強い綱を以つて壁に作られた入口から這入る。然る後一人の男が圍ひの前面より象の所へ姿を現す。象は其男を見るや猛然として彼を殺さんとして走り出す。後方に居る男は、象が後足を擧げる時に、係蹄を投げる。それから綱を強く引いて圍ひの中に設けられた棒に結ぶ。そして毎日少量の草を與へるのみで三、四日其象を其處に放置するのである。十五日位の間に、其象は靜肅になる。それから二匹の馴れた象の間に結んで市街へ引いて来る。そして十日もすれば其他の象同様馴れたものとなる。

他の方面では、四面閉された溪谷に追ひ込んで、牝象を引離して、牡象のみ残して饑餓でもつて馴らすのである。四日の後、狭い、馴致用の場所へつれ出して穩かにするのである。王様はこの象を買つて使用する。馴らされた象は米とベターでもつて養ひ、野生のものは木の枝や草を食べる。馴れた象は一人の男で鐵の鈎状具を頭に置いて扱ふことが出来る。象は非常に賢くて、戦争中に



は脊に乗つてゐる兵士が傷付かない様に敵の投槍を足の裏で受止めること屢々である。

此國の王は白い象に乗り、其象の首には寶石を散らばめた金の鎖をつけ、其鎖は、象の足まで達するのである。此國の男は一人の妻をもつて足れりとしてゐる。住民は、男も女も、鐵の針で文身をする。總ての者は偶像を拜する。しかし乍ら、毎朝起床と同時に、東方に向ひ、手を合せて「三位一體の神及神の掟我々を守らせ給へ」と稱へる。

此國には柘榴の様な林檎の一種があつて多量の水分を含み、甘味がある。又「タル」と稱する木があつて、其葉は非常に長くて、其上に字を書く。何故ならば、印度の方面一帯は「カンバイ」市を除く外、紙を使用しない。此木は大きな蕪菁の様な果實をつけ、樹皮の下に在る液は固形化して、味の好い食物となる。

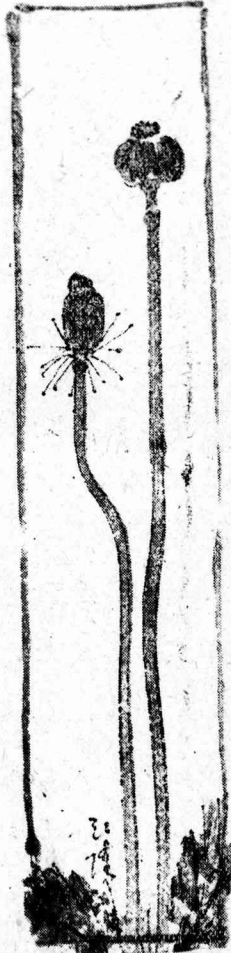
此國は恐るべき蛇を産し、足はなく、人間の如く太く六キユピットの長さがある。住民は之を珍重して炙つて食べる。彼等は又蟹程の大きさの紅い蟻を食べる。胡椒

でもつて味をつけて珍珠としてゐる。云々。  
筆者「ニコラス・コンティ」は「ベニス」の名家に生れ、若年の時より「ダマスカス」に居住してゐたが、同市出發「ベルシャ」を抜け、「マラバール」の海岸を航し印度の内地を訪ね、「セイロン」「スマトラ」「ジャワ」等を訪ね、支那南部へも旅行して「ベニス」へ歸つたのが一四四四年であつた。

彼の旅行記として残つてゐるものは法王の書記官「ボツギオ・ブラウシオリニ」に述べた記録であつて、「ラムージオ」の航海及旅行記集に發表せられてゐる。

彼が「マシヌス」の土地と云ふのは暹羅であることは「マシヌス」の北方が「カタイ」と接してゐると云つてゐるのみならず、從來の研究に於ても大體學者の説は一定してゐる様である。尙、「マシヌス」に關する記事は前に挙げた以外種々の記録を傳へてゐる。

三位一體の神云々は言語の不足より來る出鱈目と認むべきであらう。



## タイ民族の造形文化(二)

カルル・デリング  
勝見勝譯

### 象徴性(承前)

大地の四隅はそれぞれ四つの遊星によつて支配を受けてゐる。東方には木星、南方には火星、西方には金星、北方には土星が位置する。さうしてそれらは象徴的に次

のやうな色で表はされる。木星は暗青色、火星は赤、金星は灰白色、または董色、土星は黒、また中央を支配する水星は、暗黄色または黄金色である。従つて赤は南方の色、同時に幸運の色である。このやうな根據から、獅子は南方の獸としてタイ人の中では赤色を以て表はされ

る赤色が幸運を意味することは、またバスマチアンの次の記述 (Reise in Siam, S. 197) からも識られる。人々は取引きが幸運に恵まれるやうにと、貿易船の舳に一片の赤い布を結びつける。また筆者も屢々人がこのやうな布片を、家の扉につるしてゐるところを観察する機会があつた。

更にこの大地の四隅の教義に準じて、王には四人の大臣があり、しかも大臣たちは職務によらず、地理的な方位にしたがつて區別されるのであつた。比較的最近まで現在の内務省に當る、マハタート Mahathat は、北地方の省と呼ばれ、また現在の國防省たるカラホム Kalahom は、西地方の省と呼ばれた。タイの童話や英雄譚にあつても、同じ理由からあらゆる王様に四人の大臣が添へられ、同様にして四人の正室が存在した。

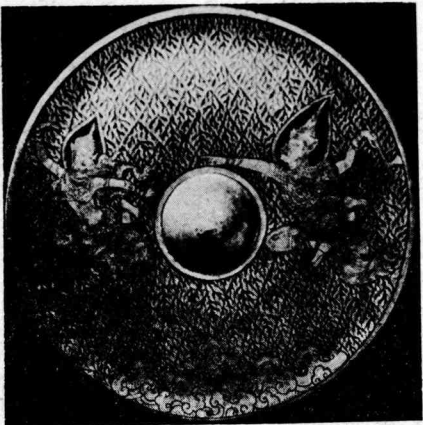
王の寢室は四人の侍臣に委ねられる。支配者の小姓も四つの組に區分される。この四といふ數字については、またラ・ルッペール La Loubère の次のやうな記述がそれにふれてゐる。……彼が王 (タイ國王を指す) に捧

呈すべき佛蘭西王の手簡は、次のやうな王家の乗物に載せて運ばれたのである。すなはち同じ四つの日傘が四側に立てられ、また同じ風に日傘を立てたからの四つの別の乗物が隨行した。……

第七八圖 (バンコックのワット・スッタート寺本堂の屋繪省略) を見ると、王宮における四人の正室を侍らした王の姿が描かれてゐる。バスマチアン Bastian (Reisen in Siam, S. 91) も次のやうに書いてゐる。……王の澤山の妻妾のうち、ただ四人のみが公式の正室で、従つてそれら四人の腹に出来た嫡男のみが、王位繼承の場合に考慮される筈であつた。さうして王のこの四人の正室は、王族の血統に屬する公女でなければならぬとされた。従つて王の姉妹または非常に近い血族であることさへあり得た。

タイにおいては女子は男子に較べて、遙かに輕視される。しかもこの女性の輕視といふことは、廣くすべての生物にまで及ぼされる。バスマチアン (Reisen in Siam, S. 91) の中に次のやうな記述がある。……尊崇を受けるた

めには、白象は雄性でなければならぬ。その理由は、雌性に對して變化の完成を與へるのは雌性であるから、もしさうでないとすれば、白象が人間以外の存在の最高



第一圖

の段階に到達することが出来なかつた筈であると云ふのであつた。ところで金星 (ヴィナス) が西方を支配し、

蛇が西方の象徴であり、かつ佛陀が誘惑をうけたのも西方であつたといふことから、人々は西方に性の享樂の地域があると考へ、印度人の西方極樂をこれに比した。この理由に基づき、ベチャプリ宮のタイ王の寢室は西方に位置してゐる。また同じやうな根據から、龍王にその娘たちが最も美しく、手管に富み、戀の技巧に經驗深いことを讃頌した。このことはまたメ・カラ Me Kala の物語 (原著第八三圖——挿繪第一圖參照) が實證するところである。ラマキインの中では龍王の娘の愛執について物語られてゐる。ヴィシヌヌツ神は、アスラたちを顯著するため屢々女性の姿に變するが、タイの傳説によるとそれは二人の妻を左右に侍らして、龍體の玉座の上に席を占めると考へられてゐる。タイ人の間では龍と女性とが互ひに置き換へられることは、第三二圖 (挿繪第二圖) の描寫を見ても證明されるが、またバスマチアンも同じやうな例を報告してゐる。 (Reisen in Siam, S. 251) ……リユクサテヴァダ Phrikathevada すなはち木々の精のうちで、特に樹脂を出す木のそれが、タキーン Takay

hiem (の木) の母 (メーメー Men) または夫人 (ナン・Nang) として、尊崇せられた。さうしてタキーンの木  
の樹蔭には、大抵小さな祠が祀られてゐる。タイ人たちは  
タキーンの木を切る前に、先づナン・タキーンに對  
して菓子と米の供物を捧げ、また船が出来上つた時、そ  
の龍骨をナン・タキーンの姿に象どる (これをカドッ  
ク・ヌグッ Kaduk Ngu すなはち龍の背骨と呼ぶ)。そ  
れはある時は龍の形で姿を現はすこともあれば、また女  
性の姿をとる時もあるが、常に高い尊崇をうける。

またトツァ・ロート王 Totsoat が魔神たちと戦つた時  
その先端が龍首を象どつた乗車の轅を、敵の矢が打ち碎  
いてしまつた。ところがこの龍首には王の勝利の旗が立  
てられてゐたので、これは悪い徴候であつた。何故かと  
云ふと、旗が高くひるがへつてゐる限り、王が魔神に勝  
利を獲る望みがあるからである。そこで非常な困難を侵  
して、王妃のガヤケシ Gajakesi は車の轅、すなはち一  
匹の蛇體に身を變じ、戦ひの終るまで旗を支へてゐたの  
で、そのため遂に戦ひは勝利を告げたと云はれる。ここ

にも亦蛇と女性の同一視が現れてゐる。その他同様の例  
證は、なほ幾らでも擧げることが出来る。

「聖水」の式の際、男子は東方から寺院に參詣するが  
一方宮中の女子は寺院の西正面で待つてゐる。

大陸の四隅のうち、東方と西方、誕生と死歿は互ひに  
對立し、同様にして南方と北方、生と死とは對立する。  
従つてまた東方の動物たる鳥の王フィヤ・クルト、Phya  
Krut は、西方の動物たる蛇の王フィヤ・ナク Phya  
Nak と、永却にわたる確執を續けてゐる。殆んど常に  
フィヤ・クルトは、蛇をその鋭い爪で攫んでゐるところ  
が表現されてゐる (原著第五五圖・七一圖・九九圖參照  
一省略。第七一圖 (譯註、黒金漆塗りの文庫側板・ベルリ  
民族學博物館藏) においては、それが二匹の蛇を引き裂い  
てゐる。フィヤ・クルトはヴィシヌヌツ神の乗もので  
あるが、このヴィシヌヌツ神と云ふのは、世界を没落せ  
しめんとする魔神から救ふために、十の化身に變じ地上  
に天降る。従つてフィヤ・クルトがこの神を乗せてゐ  
るのは、全く當然の歸結である。豊富な木彫で裝飾せら

れる大い寺院の切妻壁において、プラ・ナライ・キ  
・クルット Phra Narai Ki Krut (ガルドダ Garuda に  
乗つたヴィシヌヌツの意) の描寫が、その裝飾の中心を  
なしてゐる。バスタアンが次のやうに書いてゐるくんだり  
も、この意味において受けとらねばならないであらう。  
《寺院を飾る彫刻や彫り物の中に、フィヤ・クルト (ガ  
ルドダ) とスクリ、すなはち龍の王との戦ひが、再び繰  
りかへされてゐる……最後の名稱はバスタアンの誤謬  
であつて、フィヤ・ナク (蛇の王) と呼ばねばならない。タ  
イにあつては龍と蛇とは根本において同じものである。  
このクルットと蛇との關係は、ラマキーンの中からの  
次のやうな記述によつても明瞭に證明される。巨人の王  
トツァカン Totskan の息子イントラチイト Intraचित  
は、蛇性の魔力によつて自分の弓を無敵ならしめたいと  
望んだ。そこで彼は非常に苦勞してアカサキリ Akasari  
五五の山の頂上に登つて行つた。さうしてそこに生えて  
ゐる大きな木の洞の中に、あぐらをかいて坐りこみ、弓  
を持つた兩手は膝の上に置いた。それから薰香や蠟燭や

草花の供物を捧げ、頭を軽く前方に垂れて、深い熱心な  
祈禱に耽つた。すると山中のすべての蛇が呪文の力によ  
つて呼びよせられ、その毒汁をナカバート Nakabat と  
いふ弓の上に注いだ。それを弓は渴したもののやうに吸  
ひこんだ。ところがこの呪法の終らぬうちに、プラ・ラ  
ム Phra Ram の軍に屬する一將ナムブワラット Ch-  
omparat によつて妨げられてしまつた。イントラチ  
イトは再び戦闘を始めることとなつた。プラ・ラムは自  
分の兄弟ブラ・ラク Phra Lak に軍勢を率いて彼を攻  
めさせた。始めのうちはどうやら勝運がブラ・ラクの側  
に傾いてゐる形勢であつた。ところがイントラチイトは  
姿を隠して、例の弓ナカバートを以て敵方を散々に射た  
すると矢は呪文の力によつて蛇に變じ、ブラ・ラクの護  
衛の者はすべて、遂にはブラ・ラク自身にまで溺みつき  
打ち倒して、皆死んだやうに息も絶えだえになつてしま  
つた。あの呪法が完了してゐたなら、彼らはたちまち殺  
されてしまつたに違ひない。プラ・ラムは敗戦の報せを  
受け、直ちに自から戰場に赴くと、そこに兄弟が他の部



將たちと氣絶してゐるのを發見した。そこで彼は東方に向け、フィヤ・クルットの宮殿に一本の矢を射た。クルットはプラ・ラムが助力をもとめてゐることを識つて、大急ぎで飛んで來た。その翼の風を切る音を聞いて、蛇たちは退散し始めたが、逃れることの出來たものは殆んど無かつた。フィヤ・クルットは手當り次第、片つぱしから殺してしまつた。プラ・ラクとその軍勢は蛇から解き放たれた時、やうやく息を吹きかへして次第に正氣づいたのである。

タイ人の多くの風習にも反映してゐる南方と北方の間の對立は、最も明瞭に表はれてゐる。上に見て來たやうに、南方は赤及び右と同義であり、北方は黒及び左と同義である。さうして右手が良き側で、光明と生命の側面であるといふことから、またそれはタイにおいて男性の原則と同一視される。これに反して、左手は悪い側面、暗黒と死の側面として、女性の原則と同一視されるのである。この點に關しては、バスタアンも次のやうな記述を與へてゐる (Reisen in Siam, S. 139)。

ラ Maha Mikala とこの像は呼ばれてゐたが、それは右の膝をここに描かれてゐる如く、踊るやうに高く揚げてゐるので、男性に關係がある。女性は左の膝を揚げることによつて示される。また他の個所でバスタアンは、象に關する教典の第一番目の圖を、左手に蓮の花を持ち、右手に三叉を持つ象の頭をしたガネシャ Ganesh として記述してゐる。蓮は女性の象徴であり、三叉は男性の象徴である。第二の圖は六つの手を持つガネシャで、その右側の眞中の手に雄の象、左側には雌の象を支へてゐる。

この女性が劣等なものであるといふ教義からひき出される最後の結論は、インド人もタイ人も、あらゆる女性との接觸を不淨なもの、罪惡と見なすに到つたのである。また佛教もこの觀念を採用し、最も嚴格にこれを戒めてゐるが、それに對しては佛教はまた別の理由をも與へてゐる。

マハ・レク Mahat Lek すなはち王の近侍は、右側の組と左側の組に分たれてゐる。右手の組は月の前半

月が満月に向ふ時勤務に就く。左手の組は月の後半、月が缺ける時に勤務に就く。ラ・ルッペールも、既に次のやうに報告してゐる。彼(王)の側近には四四人の若者が侍るが、その最年長のものでも廿四歳を超えるものはない。彼らをタイ人たちはマハ・レクと呼ぶが、それはヨーロッパで小姓 Pages と名づけるのと同じものである。この四四人の小姓たちは、一人づゝの組に分れる。そのうち最初の二組は、右手の組で、大廣間(接見の間を指す)においては王の右手の方に侍従する。後の二組は左手の組で、また左手の方に侍る。ここにも、満つる月と右手とが幸運をもたらすものと、缺ける月と左手とが不幸をもたらすものと、それぞれ同一視されると云ふことが、明瞭に觀取されるのである。王に仕へるすべての官吏は、このやうに右手の組と左手の組とに分れてゐる。右手、すなはち南方には戦争の星火星が支配してゐるので、右側の役人たちは武官であり、左側のものは文官である。同様にして小姓のうちの武官のものは、右手に王の武器、すなはち盾と劍とを持って守護しなければ

ならぬといふ定めも生じて來た。また南方の色は赤であるといふことから、以前にはタイの軍人は赤い制服を着けてゐたが、それはラ・ルウペールもその報告のなかで證明してゐる。彼は書いてゐる。王と王に隨行して戦争や狩獵に赴くすべてのものは、赤い服装をするといふのが、タイにおける一般の風習である。そのやうな場合、兵隊に與へられる衣服の片地は、赤く染めたモスリンであつた。また王が外交使節と接見するやうな式日には、このやうな赤い服が武裝して守衛に立つすべてのタイ人に與へられた。さらに彼は、右手の組の高官はその官船に赤く漆を塗つた天蓋を具へ、その反對に左手の組の高官は黒く漆を塗つたものを用ひることを報告してゐる。このやうな官吏の區別は、なほチュラーロング・コーン王の時代にも行はれてゐた。百官がワット・プラ・ケオ寺院において王の御前で「誠忠の水」を飲む儀式の際、すべての官吏は本院の中央の扉から入つて來る。さうして忠誠の誓約の儀式が終ると、武官は右手にある扉から南側へ、文官は左手の扉から北方へ退出してゆく。ここに



誤解がないやう明らかにしておかねばならないのは、これら三つの扉は、いづれも寺院の東正面についてゐるのである。

以前は官吏ばかりではなく、すべての民衆がこんな風に區別されてゐた。それに就いてラ・ルウベールは次のやうに記してゐる。かくしていかなる人物も王に對する直接の奉仕を免かれるものがなく、従つて國民の正確な數を知ることが出来た。國民は右手の組の人間と、左手の組の人間とに區別され、それによつて各自は、その奉仕を實踐する際どちらの側に立つべきかを識ることが出来たのである。バスタアンもこれに就いて述べてゐる。(Kreisen in Siam, S. 164)。タイにおきて國民は二つの主要な階級に分れてゐる。すなはちタハン・Tahan 又は武人と、フォルラリュアン Phollarian とであつて、その際勿論武人は右、フォルラリュアンは左に立つ。フォルラリュアンといふのは、王の文官に相當する。タイにおいては奇數が尊重され、幸運をもたらすものと認められる。特別の尊敬を示すには、單に一つの傘を

飾るだけでなく、層を重ねねばならない。またその層の數は常に奇數でなければならぬ。従つてその數によつて、目的の人物の位階や身分がわかる。以前は武人も戰場へ出かけるのに、この種の傘を象の背に立てて行つたもつともその重ねる數の最大限は五層を限度とした。ラ・ルウベールの報告してゐるところによると、接見の際タイの王様の前面には、三つの層をなした傘が立てられその中央のものは九層、兩側のものはいづれも七層であつたと云ふ。タイの王チュラーロン・コーンが逝去した時、その墓の上には九層の傘が吊された。王の死骸が火葬される時、ブラメンの建物の周圍はこの種の金や銀の高貴な裝飾で飾られた。私はタイの僧正の座席の上に、五層の飾傘が立てられてゐるのを見たことがある。それは普通白色で、金色の裝飾が施されてゐるが、また屢々上縁と下縁だけが金のふちどりで圍まれてゐることもあるプラチエディ Prachedi の尖塔はこの層をなす傘を様式化したものであるから、その階層の數に關しては前述の(奇數の)原則が適用される。角型の平面上に立て

られたプラチエディにおいては、傘の層のかはりに蓮の花を重ねてゐるが、その數は比較的少い方で、十一層を超へることはない。

同様にしてプラプラン<sup>(註)</sup> Pararang の階數も奇數であるが、ここでは五層、七層、または九層を示してゐる。原則としては七つの遊星の數に基づいて七層の構造を示す。また同じやうにしてプラプラン、建築の上の金屬の尖塔の階層構造も奇數である。さらにモンドブ Mondob 建築における蓮の花や階層の數も奇數を示す。骨壺の蓋ひの數は三または五である。

同じく蛇の頭の數も必ず奇數でなければならぬ例へば第三二圖(挿繪第二圖)に示された木彫も五つの頭を表はしてゐる。これは屋根の樋の端に原則としてとりつけられるが、棟の尖端には單頭の蛇の首が取りつけられる。蛇の王フィヤ・ナクの首は、マラがひき起した暴風雨の間佛陀をまもるためその上にさし延べてゐたと云はれるものであるが、殆んど常に七つの分身を示す。もつとも筆者はこの國の北部スコタイ Sukhothai の古都

の遺趾において、十一の蛇の首を具へた佛像の遺物を目撃したことがある。

ここで序手に、タイの兒童においては、剃髮の儀式が九歳、十一歳、十三歳、或は遅くとも十五歳の年齢に行はれねばならないと云ふことを述べておく必要があらうあらゆる場合にこの原則は兒童に適用される。女兒においても剃髮式は出来る限り初潮以前の奇數年に行はれねばならない。

タイ人は佛像に對して五重の禮拜を行ふが、それは兩膝と兩脇と額でもつて大地にふれるのである。これを彼らは數回、少くとも三回は繰り返す。また信心深い佛教徒は、佛像とプラチエディ、或は全寺院の周りを三回廻る。チュラーンク・コーン王の骨壺を納める式列も、火葬式場の周圍を三回廻つた。プラチエディは三層の基部構造を持ち、圓形のプラチエディの基部構造における饅頭形の層數も奇數でなければならぬ。一般にそれは七層を示すことが多い。また屢々共通の土臺の上に立つ三つのストップ<sup>(註)</sup> Stupa を見かけるが、それは佛教の三位

一體を象徴化したものである。茶毘の儀式は身分の高いタイ人の場合には、以前は三日、五日、九日、また屢々十五日間も續くことがあつたが、とに角日数は常に奇數でなければならなかつた。寺院本堂の窓軸の數もまたこの要請に従ふものでなければならぬ。同様にして第五一圖(省略、サワンカロクの廢墟におけるある寺院の壁の圖)



二 圖 二 ンの次の註記 (Reisen in Siam, S. 234) も理解されねばならぬ。易者にとつては奇數年の方が好ましいものである。このやうにして奇數を好む

においては、窓の空間をし切る五つの窓間壁が認められるのである。

タイ人はその上衣に奇數のボタンをつけるが、それは七つであるか五つであるかいづれかであり、子供の場合には三つが用ひられる。かつてタイ國政府顧問の歐人の

醫師が、六つのボタンをつけた上衣を着て人前に出た時、それは上品な良俗に反するものとされたことがあつた。また白象の小屋における儀式の際、燈火が奇數回ぐるぐる持つて廻られる事實なども比較して見ると好い。この時、三つの燈火は、それぞれ三つの金と銀と水晶の臺の上に立てて、白象の周りを三回持ち廻られるのである。同じくここに九つの寶石よりなる宗派を示す徽章のことも擧げておかう。またこのやうな關聯において、バスマアの

リプト Phra Saribut といふ名前を持つてゐる。佛典によれば、ブラ・モカラは穩やかな性質を持ち、それに反してブラ・サリプトは常に嚴格なものであるとして描かれてゐる。従つて佛陀の像の左側、すなはち北方に立つ像は、サリプトの像と認められ、一方ブラ・モカラは南方に立つ。この點はラ・ルッペールも次のやうに述べてゐる。

《彼(佛陀)は二人の高弟を隨へてゐるが、一人は右方に、他の一人は左方に控へる。彼らも佛陀と並んで祭壇の上に置かれるが、その像は佛陀よりも小さい。佛陀の右手に並んで立つのは、ブラ・モカラと呼ばれ、佛陀の左方のはブラ・サリプト Phra Saribut と名づけられてゐる。これら二人の他に、なほ東方に立つブラ・カサバ Phra Kasapa と、西方に立つブラ・アノン Phra Anon が加はる。東方は生命の始めの地域であることから、何故ブラ・カサバが佛陀入寂の際に列しなかつたかといふこと、また一方西方に立つブラ・アノンが佛陀入寂の際何故大きな役割を演じたかといふことは、自づから明らかとなるであらう。ブラ・アノンはまた、佛陀に

女性が宗門に入ることを許すやう、飽くまで主張した佛弟子であつた。このやうな事情も、またその西方に立つ位置を暗示するものであらう。

以上においては、ただタイ人の世界像、世界觀、及び生活態度の間の最も簡單な諸關係にふれたばかりである歐洲文化の基礎との關聯性は、もつといろいろの側面においてまた成立するであらう。この方面に對する今後の研究には、なほ大きな分野が残されたままになつてゐるのである。

### ラマキーン

前章において見て來たやうに、タイの藝術は何よりも先づ第一に佛敎の禮讚に奉仕した。材料の點からも内容からしても、そこにその主たる任務を見出した。然しそれにもかかはらず、また一方雄大な英雄譚ラマキーン Ramakien 中の神話や傳説の群から、貴重な輕視すべからざる示唆を受けてゐる。このラマキーンといふのは、インドの神話ラマヤナ Ramayana のタイ化された物

語りである。ラマキンは波羅門教に起源を持ち、ヴィシュヌ神の化身、世界を統治し救済する原理としてのラマ王 Rama の業蹟を頌へた讃歌である。タイ佛教の寛容さは、この波羅門教の聖典を受け入れたばかりでなく、また教會以外の生活においては完全にそれを認めさへした。ラマキンは今日なほ大きな意義を持ち、人々はそれに従つて行動する。たとへば、「誠忠の水」を飲む式典の如きも、この英雄譚中の一つの挿話に由来してゐるのである。またラマキンはかつて屢々君侯龜鑑の書として認められた。同様にこれら英雄譚中の人物の姿が、ワット・アルン Wat Arun 寺の大ブラランの正面壁の各階層に示されてゐる。またこの譚詩中の情景や個々の英雄の姿の造形的表現が、非常に屢々佛教寺院の裝飾に現はれてゐる。ワット・チュエトッホン Vat Chetupon 本寺の廻廊の胸壁は、大理石の浮彫りで裝飾されてゐるが、それは巨人の王の都を攻圍した際の戦争を描いたものである。以下屢々ラマキンとの關聯にふれなければならないと思はれるので、この際その内容

を簡単に記述しておく方が好いであらう。その中でも、光と暗、善き力と悪しき力の間の闘争、さうしてそれが善きものの勝利に終るといふ素因が、大きな役割を演じてゐる。ブラ・ラム王の巨人に對する争ひが描かれてゐるが、その際王とその軍勢は善き力を、巨人の王とその一隊は悪しき力を象徴化してゐるのである。英雄譚は人間の王アノマタン Anomatan の都・アヌティアの建設から始まる。巨人や悪神がこの神々の建設を失敗せしめんと試みる。さうして天國や地上に對する巨人の攻撃が幾度も神々によつてしりぞけられた後、たまたまトツァカンが巨人の王となる。その息子ロナバク Ronapak は神々をおびやかす、遂に争ひにおいてインドラ神に打ち勝つ。それ以來彼はイントラチイト（すなはちインドラの征服者）といふ稱號を名乗るに到つた。トツァカンは不適な態度で神々に戦ひを挑む。そこで彼とその巨人族を討伐し、彼らの本來あるべき地域内に追ひ拂ふため、ヴィシュヌ神は人間に身を變じ、地上に降りて来る。彼はアヌティアの王の息子として産れる。さうして妃と

して淑徳と美貌の譽の高きナン・シダ Kane Sida をめとる。父王が彼をして王位に即かしめようとした時、宮中の陰謀のため追放される。そこで彼はその若い妃と、兄弟のブラ・ラクを伴つて森林の中に逃れ、そこに隠棲の地を設ける。ところが妃シダが巨人の王トツァカンの詭計によつて、その都ラン・カ Langka におびき出される。そこでブラ・ラムはその失跡に快々として、妃を探しに出たが、たまたま途中同じやうに追放の身の猿の王スクリブ Sukrib に出會ふ。ブラ・ラムは彼を伴つてその都に戻る。さうしてスクリブはブラ・ラムの指圖を受け、自分の裏切り者の兄クルン・バリ Krung Pali に戦ひを挑む。戦ひの最中にバリはブラ・ラムの射た矢に撃たれて倒れる。ところで、猿の軍勢の指揮官・ハヌマン Hanuman は、諜報に長けてゐたので、巨人の王の脅迫にもめげず飽くまでブラ・ラムに對する節操を守つてゐたナン・シダが、巨人の都とある庭園の中に捕はれてゐることを發見する。スクリブは一大軍勢を集めナン・シダを救ひ出すために、ブラ・ラムと一緒に出發

する。巨人の王は敵軍の近づいたことをさとし、さまざまの奸計をめぐらして一行の企圖を水泡に歸せしめんと試みる。然しこれらすべての試みが失敗に終つた時、彼はどうすれば好いか献策をもとめた。すると彼の弟のピベク Pipak といふ占星師が、道理を説いてナン・シダをブラ・ラムに返すやうにと勧めたのであるが、トツァカンは彼を直ちに放逐してしまつた。そこで彼はブラ・ラム王の側に投じて、その献策者、占星者となつた。ブラ・ラムの軍の究極の勝利は、その大部がピベクの賢明な献策の力によるものであつた。

ハヌマンはブラ・ラムの命を受け、海峡を越して敵國の都まで橋を渡す。ブラ・ラムは敵都の前面まで陣營を進めた。長い闘争の後、巨人側の多くの部將が次々に討死し、その中にはトツァカンの勇猛な息子も含まれてゐたので、遂に王だけが獨り残つて軍勢を指揮した。かくしてこの悲惨な争ひを終熄せしめるために、神々は仲裁裁判を行ふことに決した。さうしてナン・シダはその正しい夫のもとに返すべしと宣せられた。ところがトツァ



カンはこの判決に服さうとせず、またもヤナン・シダを連れて逃亡した。そこで戦ひは再び続けられる。遂にハヌマンは一計を案じ出した。彼は偽つて敵の側に投じ、巨人の王の信任を獲得し、その王位の後継者と定められる。かくしてトツァカンの不死身の秘密を探り出し、ブラ・ラムのもとに告げに歸る。さうして次の日トツァカンは最後の決戦において、ブラ・ラムの矢に射ぬかれた都は占領せられ、ナン・シダはその夫のもとにつれ戻された。然したとへあらゆる誘惑にもめげず貞操を保つたとしても、彼女をブラ・ラムは離婚しようと思ふ。そこでナン・シダは火の試煉を行つて身の潔白と貞操を證した。かくてブラ・ラムは彼女を再び抱きよせ、相携へてアヌティヤの都に歸還した。

彼はその盟友であつたビベクを王としてランカカに駐まらせた。ところがブラ・ラムがアヌティヤにおいて正しく統治を行つてゐる間に、ランカカには巨人達の叛亂が起つた。ビベクは王座を追はれ、捕虜にされてしまつた。さうしてトツァカンの孫が王位に即いた。彼は二人

の女性の巨人を派遣して、奸計によりナン・シダをその夫と不和たらしめんとしたが、それはまふまふ成功した。ナン・シダはブラ・ラムに貞節を守らなかつたといふ謬つた嫌疑を蒙り、そのため夫の王から却けられてしまつた。そこで彼女は森に去つて、とある隠者のもとに身を寄せた。さうしてそこで彼女はブラ・ラムの息子チャオ・ブット Chao Bu を産む。母親の喜びのうちに、王子は次第に成長して行つた。ある時ナン・シダは果物と水をとりに出かけ、その息子を隠れ家の主の手に預けて行つた。母親の留守の間に、隠者は深い冥想に耽つた。遊び戯れてゐた王子は、蝶を追ひかけて、隠れ家から遠く離れてしまつた。突然冥想から我にかへつた隠者は、傍らに王子がゐないのに気がついて非常に驚いた。さうして母親を餘り悲歎せしめないやうにと、彼は自分の焰を支配する神通力によつて、ナン・シダの子とそっくりの男の子をつくり出した。一方ナン・シダは歸路チャオ・ブットを森のなかで見つけ、一緒に隠れ家に歸つて来る。そこに第二の王子を發見して、彼女は非常に驚く。そこ

で隠者はすべての経緯を説明し、彼女は二人と一緒に育つた。彼らは次第に大きくなり、冒険をもとめに出かける。丁度その頃、ブラ・ラムは大きな馬を生贄に献げることを決定した。その生贄に使ふ馬が隠れ家の附近を通りかかつて、ナン・シダの二人の息子に奪ひとられてしまつた。そこでハヌマンは馬をとり返すため、彼らと戦つたが、負けてしまふ。しかし最後に彼らの伯父(ブラ・ラクを指す)のため打ち敗られ、捕縛されて、父王ブラ・ラムの前につれて行かれる。ブラ・ラムは彼らのうち年長の方が自分の息子であることを直ちに認める。そこで彼はナン・シダを呼びにやるが、も早や彼女はブラ・ラムと一緒に暮すことを肯じない。さうして地の女神は彼女の願ひを容れて、その膝にナン・シダを抱きとるランカカにおいて叛亂してゐた巨人たちも討ち平らげられる。かくしてブラ・ラムの地上における使命ははたされ、アヌティヤのすべての市民や、また彼の友人や家臣たちと別れ、かつての忠誠な仲間と共に神々の天に迎へられたのであつた。

〔挿繪第一圖(原著・第八三圖)・黒金漆塗りの銅羅—ライプツィヒの民族學博物館藏(デリングの蒐集品)〕  
 〔挿繪第二圖(原著・第三二圖)・某寺院の切妻壁の兩此の端を飾つてゐた蛇の首で、一つの胴から五つの頭が岐れてゐる—ベルリンの民族學博物館藏(デリングの蒐集品)〕

○タイ國華僑——(一九三四年)

潮州人	一、五〇〇、〇〇〇人	六〇%
廣東人	二五〇、〇〇〇	一〇%
海南人	二五〇、〇〇〇	一〇%
客家人	二〇〇、〇〇〇	八%
福建人	二五〇、〇〇〇	一〇%
其他	三〇、〇〇〇	二%
計	二、五〇〇、〇〇〇	一〇〇%



## 泰國事情

### 宣傳局新聞課長更迭

タイ國宣傳局新聞課長は左の如く更迭した。  
宣傳局新聞課長事務代理陸軍中尉

ネットルリターノン  
免本官 陸軍參謀局勤務を命ず

任宣傳局新聞課長事務代理  
ナイ・サンバタノタイ

尙右のサンバタノタイ新聞課長事務代理はバンコック放送局において毎日對話體の時局解説を行つて居つた放送界の名士であつて、「ナイマン」の假名で廣く知られてゐる。(三・二六本協會入報)

### 國民貯蓄好調

貯蓄銀行より最近發表された統計によれば、節約を旨とし生活の奢侈贅澤を廢す様にと國民に與へた首相の忠告が即ちにか

結實しつゝある。統計に表はれた數字はタイ國に實施されてゐる商業取引の圓滑及び生活を切りつめた給料生活者の決意の程を示すものである。昨佛曆二四八五年一月一日に於ける貯蓄銀行の預金者總數は一五六、九四四にして同年十二月には二三九五六一に昇り、八二、六一七の増加を見た。貯蓄金額は二三、九二八、四六六バーツに達し、同年末には更に五、八八四、六二六バーツ増加した。預金者の大多數が労働者であるといふ事は移動貯蓄銀行部隊が支拂日に製作所及び工場を訪問して節約の價値を納得せしめたばかりでなく、萬一の備への必要を感じしめ貯蓄の動機を各自に植まつけたといふ面白い事實による。これは立派な公共奉仕であり、計畫發案者はそれをもつて祝福さるべきである。總べての給料生活者に貯蓄の強制的勸誘はどうかと思はれる。この計畫は困難をともしなふものであり、これを成功せしめるには政府、雇主、雇人の協力を必要とする。各職場に常備資金組織を設けるのも一方法である。現在一部の會社はこの方法を採用してゐる。これは種々考慮された方法の中で最も實行し易いものである。不幸にも利益を主眼に仕事にあつて一部雇主は目的達成の妨である。政府がそれに關した

凡ゆる問題を考究する委員會を任命し、委員會は急速に實際的な計畫を企て得る事を要望する。(四・一〇、盤谷クロニクル)

### 僧侶取締規則

僧院外に於ける僧侶の行狀に關する新規定が宗教會議によつて作成された。新規定によれば、僧侶は外出する場合僧院長又は僧院長代理の許可を得ねばならず、一方僧院長又は代理は院外の仕事に出かける前に適當な僧侶にこの仕事を委任せねばならぬ。

僧侶は何處にでも弟子を隨行し、巡歴費用、食費、其他の費用にあてる金銭に觸れることなく弟子に一任せねばならぬ。また歡樂街を通過することも料理屋及び飲料店に立入る事も嚴禁され、旅館の宿泊も許されぬ。

僧侶は院外規則により正しく装ひ、特に行狀、談話には注意せねばならぬ。見習僧は僧院長より命ぜられる上記の規則を遵守せねばならぬ。(四・一〇、盤谷クロニクル)

### 第二次文化祭

四月十一日朝、總理大臣官房及び宮内寮共催の下に行はれた文化祭を見るため各方面よりプラーメン廣場に集つたバンコク市民は大變なものであつた。前回の祭は美し、面白かつた

が、最近行はれた祭は一層すばらしかつた。そこには文化祭を草案した首相に報ひる歡喜がみなぎつてゐる。朝の番組には壯麗な市場祭の他に、プラーメン一周自轉車競争や爆笑を催す面白い物語の競争があつた。宣傳局及び美術局樂隊の演奏は國民士氣を鼓舞する音楽として特筆に値する。國立博物館や國立圖書館は日盛りの避難所として使用された。一方に於ては、數千人の佛徒は一般に公開されたエメラルド佛を参拜するため宮殿に流れ入つた。藝術局が特に準備した見世物は非常に面白かつた。人氣を集めた畫の番組はカピカボングとしてタイ人間に知られてゐる古式のタイ劍術と各省官吏の障書物自轉車競争であつた。藝術局主催の彫刻展、宣傳局の懸賞ポスター展、過去五十年間のバンコックの變遷を示す寫真展、國立圖書館提供のラーマ六世の御手本及び書道具展等、數多くの展覽會もあつた。催物の見世物や餘興の中で最も人氣を博したものは自轉車競争の様であつた。祭を見るために遠方より多數の人が集つたといふ事は注目すべきことである。夕刻に至り涼しくなると同時に入出は非常に増加してプラーメン廣場は一杯になつた。タイラジオの實況放送及び餘興番組は特に會衆の喝采を博した。(四・一〇、盤谷クロニクル)

### 服地圖案展覽會

大阪商品陳列所及び大阪圖案研究会の紹介によるタイ人に似合ふ染織圖案展覽會が四月十七日より十九日(午前九時—午後五時)に至る三日間、トロカデロ・ホテルに於て開催される。この展覽會には大阪染織美術協會出品による四百種に亘る衣服、長衣の當世風の新聞案が陳列される。同展覽會はタイ國に於ける日本文化研究所及び日本商工會議所の後援になるものでタイ國婦人の趣味を涵養するものとして多數の觀覽を切望してゐる。(四・一五、盤谷クロニクル)

## 國產粉乳試作

ミルク、粉類等の原料不足又は戰爭の結果として生じたこれらの品物の値上りはタイの企業家をしてその對策研究に勵心せしむるに至つた。今やタイ人は研究の結果、粉乳を製することに成功した。これは現在醫學界の權威者によつて試作されてゐるが近き將來に於て市場に出る事と思はれる。罐の原料不足は代用の特殊の紙を使用する事によつて或る點までは補はれる。(四・一五、盤谷クロニクル)

## 盤谷市國家直轄

四月第二週の官報によればバインゴーク及びトンプリーの自

治行政は内務省の直轄管理に移る旨勅令が公布された。從來、兩市の行政活動は無所屬であつたが先般内務省の管理下に置かれた。佛曆二四八六年度新市法によつて作成されたこの法令は行政を一層充實させるため、主要都市の直轄權を内務省に與へたものである。尙、同官報にはチェムボーン及びナコーンラーッチャシーマの森林保存に對する勅令も發表された。保存を受ける森林地帯は次の通りである。

- アオトウングカー森林(チェムボーン縣ムアーングナムボーン郡トウングカー村)
  - アオサウイー森林(チェムボーン縣サウイー郡サウイー村)
  - スィングヌアーン森林(ナコーンラーッチャシーマ縣スィングヌアーン郡スィングヌアーン村、マクラーカオ村、マクラーマイ村及びナークラング村)
- 法令は官報に發表されてより三十日後に實施される。(四・一五、盤谷クロニクル)

## 家庭争議調停運動

ビブン首相の發表した布告によつて、家庭争議を解決する仕事を委任された婦人文化研究所は、家庭に於ける平和と幸福は國家に於ける平和的發達の基をなす重大事業として大いに名譽を感じてゐる。

この事業は家事上の困難や複雑した問題を取扱ふものではないが、研究所は首相の計畫を實行することに定め、求援に應じて各家庭に幸福を齎らすことに努力するであらう。研究所ではその方法として親友又は夫婦の縁者の立場を取り、妻に對する非難の場合が多いので兩者に對して公平な態度をとる。

研究所では妻が正しい場合はかりでなく、夫から迫害を受けた場合にも進んで援助するのである。或る場合は、彼等の生活が圓滑に進行する最善の方法に就いて慰めを與へたり忠告を與へたり、夫婦生活の圓滿を計るために兩者を勵ましたりする。夫婦が研究所を絶對的に信頼して事實を告白してくれるならば彼等に對する研究所の援助は實現するものと信ぜられる。各自の秘密は絶對に嚴守される。(四・一六、盤谷クロニクル)

## 國內商業獎勵

内國商業局市場課では商業振興に鑑み三月中に二十九名の商人に援助を與へた。それは商品の販路を開拓してやつたり、忠告を與へたり、商人の求めに應じて取引條件を考究したりするのである。

取扱ふ商品の種目は國產のものでヒマシ油、藥草及び藥草根、パラフィン蠟、獸骨等である。

尙、同月市場課では商道獎勵のため二、六五一名のタイ人小賣商に援助を與へた。このうち十四店は獎勵金を下附され、十

九店は掛賣によつて品物の卸しを許可されたものである。(四・一七、盤谷クロニクル)

## 「母の日」成功す

四月十四日に開催されたラムバイングに於ける「母の日」は大成功を納めたとの事である。ラムバイング及び近隣の凡ゆる職業を網羅した多數の男女は早朝より盛裝をこらして參集した呼び物の中心地は縣吏協會前の芝生があらわれ、當朝はそこで僧侶三百名に對して食事を供した。

午前八時、厚生大臣チャウエンサク・ソングクラーム陸軍大佐は國旗揚揚式を司り、次いで、開會を宣し、出席者全體に對して茶菓が饗應された。

體育局主催の少年少女の競技は番組の第二種目であり、概して皆に歡迎された。同時に、美術局は餘興番組の第一番に母に捧げる歌を演奏した。

午後は北部諸縣の母の健康競争をもつて開始され、夕刻に至り、體育局次官ブリン・ワイタヤコーン氏が「母の日」の設立趣旨を説明し、母の健康競争の概略を述べた。更に、厚生大臣の演説があり、次いで競争會の優勝者に賞品を贈呈した。全番組は圓滑に進行し、會衆一同も満足した。(四・一九、盤谷クロニクル)





## 育兒規則施行

幼児に大人の咀嚼した食物を與へたり、腰にのせて廻つたり苦しみたり、裸體で公衆場を駆け廻るのを放置したりする事によつて齎らされる悪結果は、嘗つて國民文化院當局が繰返し強調したところである。

四月二十二日夜、國民文化院精神文化部は地方ラジオを通じて次の如き放送を行った。

國民文化院は此等の四點(前掲)を國民文化として命令するものである。一般公衆も將來此れに關して公布せられたる規則を遵守せねばならぬ。

(四・二四、盤谷クロニクル)

## 宗教大學開設計畫

宗教大學が近くタイ國に新設せられる事が官邊によつて發表された。計畫は詳細に互り僧侶會議により既に完成されてゐるが、一方この事業を委任された委員會は目下同大學の教授課目を選定中である。この教授課目は、同大學の學生が宗教教育以外の教育を續け得る様に細心の注意を以て準備されるであらう。本事業を委任された委員會の委員長は僧侶會議議長プラ・ブロームニー席、委員は教育局、職業教育局、宗教局各長官及び其の他の宗教指導者である。

タイ國北部各縣の宗教事情促進問題は目下關係當局により熱心に検討中である。その第一着手として、シースタムマニー師を委員長とし、ウイモンヤーンヌー師を副委員長とする委員會の委員が二十人より成る僧侶及び宗教局官吏の一行を伴ひ四月二十五日北部を訪問した。この目的は各縣に於ける宗教事情の促進にあるが、その見地より一行はラムパーン縣に於ける問題を處理する團體を設立するであらう。同時に同縣に於ける全僧侶の集會が開かれ、今後テアーングライ、チアーングマイ、ラムパーン、アレ、及びウッタラディット各縣に於ても同様の集會が行はれる筈である。この計畫の主要眼目は僧職、祈禱、教育等に從事する全僧侶の教育錬成にある。更に同様の職に在る俗人の錬成も計畫されてゐる。同委員會の事業は三ヶ月を要する見込で、北部に於ける事業が終り次第、その注意は中部及び南部方面へ轉せられるであらう。

僧侶に對して公布せられたる規則に關する最近の情報に依れば、宗教局當局は僧侶及び尼僧の手から金錢を受取る事に關して總ての乗合自動車及び小蒸汽船の協力を要望してゐると。即ち、これら關係者は乗合自動車の車掌及び小蒸汽船の切符販賣者に對して僧侶より料金を受取る事を禁止し、僧侶が金錢に手を觸れる事を禁止せる規則の實行を援助せん事を要望してゐる。従つてその職掌上僧侶を出て金錢を取り扱はねばならぬ僧侶はその門弟を帶同せねばならぬ事となる。更に全僧侶は將來認定證を携行する事となる事も考慮されてゐる。(四・二七、盤

谷クロニクル)

## 新聞賞授與

四月五日國防省の開催せる文化祭に際し、この催物に關する特輯號を發行した多數の地方新聞により新聞賞の爭奪戦が行はれたが、審判官は受賞者を次の如く決定し、ビーン首相より賞金を授與された。

一等賞(四〇〇銖) スーパー・サットリー紙(婦人新聞)

二等賞(二〇〇銖) ニコーク紙

特別賞(二〇〇銖) バンコーク・クロニクル紙

尚この優勝新聞は三紙ともシロム街のタイ商業株式會社の所有並びに發行である。(四・二八、盤谷クロニクル)

## 結婚禮式準則

首相官房では三月十九日、タイ人の結婚式を國民文化に相應せしむべき布告を發したが、これによると、國民文化院は左の如く結婚禮式準則を決定した。

婚禮中、花嫁は常に花婿の左側に居なければならぬ。又花嫁侍女及び花婿附添人は兩側に夫々四人以下とし、花嫁花婿の後方、適當な位置に立たねばならぬ。婚禮の時間には賓客は總て集會する。花婿は附添人が居るならばその附添人と共に所定の

座に進み、入室する際には三寶を禮拜する。一方花嫁の兩親或ひは後見人は、花嫁とその侍女を伴ひ来る。そして到着した際に花嫁も又三寶を禮拜する。式前に結婚司宰者は出席者に對して挨拶してもよい。その後、花婿は佛像の前に跪き、花嫁の兩親或ひは後見人は花嫁を導いて花婿の傍に跪かせる。そこで婚禮司宰者が夫婦に聖水を灌ぐ。僧侶が居れば僧侶が讀經を始め合圖があれば新郎新婦は結婚登記簿に署名してもとの席に歸る。一方賓客は皆婚禮司宰者の準備せる賓客名簿にその氏名を記入する。その後新郎新婦は僧侶に贈物をし、それに對して僧侶が謝辭を述べ、新郎新婦が淨水(ツルアッド・ナム)を注ぐ。そこで新郎新婦は三寶に暇乞ひをし、賓客の列の間を歩いて行く。賓客はこの新婚者の爲に皆立ち上りその幸福を祝福する。それを新郎新婦が鄭重に受けるのである。(四・二九、盤谷クロニクル)

## 國民文化院討議

國民文化院では四月九日に開かれた委員會に於て國民文化に關する數個の計畫を討議、原則として採用する事となつた旨、地方ラジオ解説者ナイ・マン及びナイ・コンツ兩氏が同夜放送した。

同委員會を通過、採用される事となつた主要なる提案は、協會及び各種團體の統制、縣並びに州國民文化院支部の委員任命

各種職業に携はる者の道徳品行及び映畫觀客、公衆乗物利用者の行為に關する規則實施などを含んでゐる。  
同委員會では又女子文化部の採用せる婦人の服裝に關する規則を討議した。(四・二九、盤谷クロニクル)

### 國防次官新任

勅令により、タイ國海軍司令官海軍少將バン・ナーワウィチャットは國防省次官に轉補せられた。同令は四月十九日に遡つて効力を發する事となつた。(四・二九、盤谷クロニクル)

### 迷信排斥布告

ピーン首相は國民文化院總裁の資格に於て、魔法及び幸福的瞬間に關する迷信を國民に捨てしむべき四月二十四日附布告を發した。

國民文化院の見る如く多數の國民は今日に至るもなほ魔法や幸福的瞬間を信じてゐる。或る一日凶兆があらはれると彼等は仕事の進行を妨害することを控えるのが常である。この様な迷信は今日に於ても多くの者が耽つてゐる幸福的瞬間を求むる一般の習慣は、時日を記録する歴のない時代より始つたものであると信じられてゐる。今日では夥だしい歴があつて時日を全く明

瞭に吾々に教へて呉れる。そして結局幸福的瞬間は宗教的にも實利的にも不必要なものである。云々。(四・二九、盤谷クロニクル)

### 女子部門文化祭

女子文化院主催の下に開かれる次回文化祭に於て催す各種競技は次の如くである。

花競技は十一部門、新鮮なる野菜競技は三部門、果實競技は二部門、フランチン葉競技は三部門、衣服修繕競技は三部門に分類され、夫々の部門に一等賞及び二等賞まで與へられる。花競技、野菜競技に於ては、女子文化院は花及び野菜の費用の一部を補助し、競技後その花や野菜は文化院の所有となる。體育競技は又六部門に分類され、夫々一等賞、二等賞が與へられる。

競技の何れかに關係を有する者、出場を欲する者は五月一日までに執務時間中タイ・バンタミット・ハウス女子文化院に連絡すると良い。

女子文化院の文化祭に計畫せられた催し物の外に、女子體育會、藝術局の演藝、女子學生の體操會、ユワナリ女子カピ・カボーイグの看護演技、及び女子軍隊の野外看護演習などが行はれる。又同時に各省女子官吏の間で體育競技會が行はれる豫定である。(四・三〇、盤谷クロニクル)

### 戰場區域除外布告

タイ側最高指揮官は三月二十三日附を以て國內及びタイダム占領區域(シヤンステート)を戰場區域に編入し、同區域内の各種事件は戰場區域内の事項として取扱ふべき旨公布したが今回更に五月九日附を以て、情勢に鑑みチェンライ縣及びタイダム占領區域以外の域は戰場區域より除外する旨發表した。(五・一四、本協會入報)

### 新決定閣僚席次表

タイ國政府は舊に閣僚席次に關する規定を決定したが、今回右規定に依る現内閣々員席次左の通り決定した。

- 一 總理大臣 ボ・ピブーン・ソングクラーム
- 二 內務大臣 モ・プロムヨルティール中將
- 三 外務大臣 ウィ・ウィット・ワタカーン氏
- 四 國防大臣 クリアーシングサク・ピット少將
- 五 農林大臣 ソオ・カモンナーウイン海軍中將
- 六 內務副大臣 ア・アドゥンデットチャラト警察中將
- 七 司法大臣 トオ・タムロング・ナーワウィサワト海軍大佐
- 八 大藏大臣 ポリバン・ユタキト少將

- 九 交通大臣 セーリー・ルーンリット中將
- 一〇 文部大臣 ボ・バモンモンソリ少將
- 一一 厚生大臣 チオ・チャウエーンサク・ソングクラーム大佐
- 一二 産業大臣 モ・モ・ウエーニトチャヤングラングサリト空軍中將
- 一三 商務大臣 モム・ルアーンゲデット・アニトウワン
- 一四 大藏大臣 コオ・ケングラドムジンク空軍大佐
- 一五 農林副大臣 ウ・セーングマニール氏
- 一六 內務副大臣 ボオ・サマハーン氏
- 一七 交通副大臣 ボ・スプチャラーサイ海軍大佐
- 一八 國防副大臣 ソオ・サワト・ロンナロング少將
- 一九 大藏副大臣 ワーニト・バーナノン氏
- 二〇 文部副大臣 ドウアーン・ブンナーク氏
- 二一 商務副大臣 コ・モ・ソムバトシリ氏
- 二二 無任所大臣 ウ・ラタナワデー大佐
- 二三 産業副大臣 モムルアーンゲ・クリーデーチャーティウオング少佐

(五・一四、本協會入報)

### 新聞日祝賀行事

大東亞戰下における宣傳戰の重要性に鑑み、タイ國政府に於

ては報道職士を鼓舞激励する意味で「新聞日」を制定することとなり、六十九年前、ラマ五世王治世中再度刊行された官報第一號發行日たる五月十七日(佛曆二四一七年西曆一八七四年)を以て「新聞日」とし、本年同日タイ國新聞協會主催の下に第一回の祝賀行事を舉行した。當日はタイ側各新聞社とも記念特刊を發行し、タイ國新聞發達の経緯を回顧すると共に、前線勇士への慰問放送、新聞協會事務所に於ける記念行事並にアンボン公園における新聞関係者の大晚餐會を催し、第一回新聞日を極めて有意義に終了した。(五・一九、本協會入報)

## 最後の洪水復興策

昨年五月十二日大洪水に見舞はれた中部タイ一帯には、その後着々復興作業が行はれて来たが、政府はこの程最後の復興策を樹立、國庫第二豫備金より一五〇萬バーツを支出して内務、交通、農務三省監督の下に本格的に罹災地復興策を出すこととなつた。(五・二九、同盟世界週報)

## 棉種子播種布告

タイ國政府では棉種子播種期も愈々迫つたので、この程東北三十七縣の縣當局並びに農民に對し左の如き布告を發布した。棉花植付を開始し刻下の必要品たる棉花増産に努力せられた

八〇  
い、更に各縣の荒蕪地、森林を開墾して棉作地と致す様に努力せられた。棉種子は農務省より配給するが、もしも不足な場合は縣當局において購入、農民に配給する等あらゆる手段を講じて棉花増産に努力せられた。(六・一九、同盟世界週報)

## 最近の經濟情勢

一月中のタイ國經濟界は極めて順調に推移し、懸案の工業振興政策は着々その歩を進め、物價もバーツ貨切下げの流説により月初昂騰歩調をしめしたが、月末には落付きを取戻した。輸出入は輸送關係から至極開散に推移したが、米、皮革、タンクステンなどの輸出品の出廻り状況は概して良好であつた。現在歐米製品は殆んど市場から姿を消し、日本製品が絶大な信望を集めてゐるが、昨年の水害慰問品のうち砂糖約百萬キログラムが水害地方の民衆の間に分配されることとなり、對日好感をいよく深めるに至つてゐる。

▲金買上げ價格引下げ——タイ國政府は一月五日より金買上げ價格を一五グラムにつき九四・七五バーツから九八・五〇バーツに引上げたが、市中相場は當時既に一〇五バーツ見當と七バーツを上廻つてゐた。その後バーツ貨再引下げの悪質デマが市中に流布され、それに伴ふ物價の昂騰豫想から華僑方面を主とする換物人氣憤溢し、民間の小口融資が金購入に集中された。

遜色もなく既に續々市場に出廻つてゐる。(二・一、バンコク發—南洋栽培協會々報一七ノ三)

## 全金融機關を統制

(バンコク六月十七日)タイ國政府は十五日官報をもつて非常時金融統制勅令を公布したが、右は準備金の規定により銀行の信用を強化するとともに全金融機關を統制、その遊資を吸収することにより國債消化の促進、インフレ防止を計らんとするもので、戰時經濟確立に邁進するタイ國經濟に一時期を劃するものとして頗る注目されてゐる。勅令要旨左の通り。

- 一、本勅令はタイ國中央銀行を除くタイ國內の全銀行外國銀行を含む及び保險會社、貯蓄銀行その他全金融關係業者に適用す
- 一、各銀行の準備金は隨時中央銀行に於いて決定するものとし準備金は當日の總預金額の最低九%最高四五%の範圍内とし、同準備金の五〇%は中央銀行の預金たるを要す、なほ準備金はタイ國通貨又は中央銀行預金たるを要し總預金額には當座、據置、その他全預金及び他銀行よりの借越を包含す
- 一、各金融機關は左の事業を行ふに當り大藏大臣の許可を要す投資貸付未拂込資本金の徴收増資、社債發行積立金の設定及び増額

(同盟世界週報二四二六)

め、金相場は連日暴騰、二十日には一一九バーツと云ふ未曾有の高値を告げた。

▲思惑熱冷却——しかし同日ポリバン藏相ならびに大使館側が各バーツ切下説は全くデマに過ぎぬ旨を確言したため、一轉低落歩調を示し、更に廿一日、日獨、日伊の新經濟協定が發表され、國際決済通貨としての金の地位の變革が豫想されるに及んで、愈々金に對する思惑熱は冷却、月末には一〇九バーツと一服人氣を示すに至つた。尤もタイ人、華僑の金に對する盲目的な愛好心は依然強く、更に華僑方面では金相場を思惑の重要對策としてゐるため、今後も機會さへあれば金相場は相當活潑な動きを示すであらう。

▲商工業の振興——一月二十八日の議會に於てヴェチャヤン産業大臣は「タイ國政府は國民生活必需品生産のため有ゆる努力を拂つてゐる。民間業者に對する援助指導はもとより半官のゴム、錫製造工場を設立、タイ國經濟界の發展を期してゐる」と述べたが、この産業大臣の言明を反映する如く經濟界は着々と自給自足への力強い歩みを續けてゐる。即ち一月中旬に登録された商工業會社中資本金十萬バーツ以上のものが五社以上にのぼり、何れも近く業務開始の運びとなつてゐる。

▲優秀國産品登場——今月から國內で鐵工場用の爐及び銻接用の炭素、アセチレンの製造が可能となつたが、これらは何れも戰前は歐米より輸入され今日まで輸入ストックで細々と間に合せてゐたもので、今日製造されたものは従來の品に比し些かの



### 東條首相泰國訪問

情報局發表 (七月五日午後四時) 東條内閣總理大臣兼陸軍大臣はタイ國を訪問し、ビーン内閣總理大臣以下同國要路の人々と懇談すると共に南方諸地域の視察を行ひ、寺内總司令官を始め現地に活躍しつつある皇軍將兵および官民の勞苦を痛ふ爲去る六月三十日東京を出發し、縱谷における行事を終了したる上七月五日昭南に到着せり。

東條首相兼陸相は泰國ビーン内閣總理大臣以下要路者と懇談すると共に、南方方面陸軍最高指揮官寺内元帥以下將兵の勞苦を痛ひ、併せて占領後軍政治下建設に邁進しつつある南方諸地域の軍狀、ならびに民情を視察するため佐藤軍務局長、服部赤松、鹿岡各秘書官、山本大東亞次官、上村外務省政務局長、矢吹海軍省軍務局第二課長、萬橋中佐らを帶同して、六月三十日東京を出發、まづ泰國における一切の日程を了したり、五日昭南に到着した。

東條首相はさきに、中華民國、滿洲國を訪問、兩國の首腦者と戰爭完遂、大東亞共榮圈建設の方途に關し隔意なき意見の交換を遂げ、さらに五月初旬には長驅作戦進行中の比島にいたり軍狀を視察、將兵を慰勞すると共に、攻々として戰爭完遂に協力しつつ獨立の榮譽實現を目指して努力を續けるバルガス長官以下比島原住民に對し、帝國の今次戰爭に對する必勝の信念を吐露し重ねて聖戰完遂への全面的協力を要請したのである。今回さらに東條首相が政務多端の折にも拘らず宰相の身をもつて敢然泰國にいたり、ビーン首相と親しく膝を交へて大東亞建設方策に關し懇談し、泰國多年の希望たる疆域および日泰兩國の協力に關する重要な協議を行った結果北部マライ四州およびシヤン聯藩の二州を泰領土とすべきことにつき完全なる意見の一致を見たが、この會見によつて日泰兩國の相互理解、信頼の度いよいよ深まり、兩國を繋ぐ紐帯ますます強固となり、さきの中華民國、滿洲國ならびに比島訪問と相俟つて今次戰爭完遂に寄與するところ絶大といふべきであらう。しかも東條首相が丙において地方行政制度の劃期的改革を斷行するや否や機を

失せず敢然として今回の舉に出たことは、帝國の大東亞戰爭完遂への熾烈なる戦意の程が窺はれるとともに戰爭即建設の帝國不動の國策が着々その實效を擧げつつある事實は中外に闡明するものとして政治的意義は極めて重大なりといふべきである。(七・六、朝日)

### 泰國六州領有聲明

東條首相兼陸相は七月四日ビーン首相と正式會見、日泰關係の全般を檢討し戰爭完遂の方策につき意見を交換した結果、泰國多年の希望たる疆域及び日泰協力に對し意見の一致を見、北部マライの四州およびシヤンステート中二州を泰國の領土となす旨の確約をしたが、右に關し在泰帝國大使館では五日午後二時(泰時間)つぎの如き日泰共同聲明を發表した。

大日本帝國内閣總理大臣兼陸軍大臣東條英機大將とタイ國內閣總理大臣兼國防大臣ビーン・ソククラム元帥とは七月四日縱谷において會見し、戰爭の全局面および日タイ關係の全般を檢討し大東亞結束および共同戰爭完遂の方策に付き意見を交換せり。

その結果兩總理は米英の顛勢挽回の企圖に拘らず今や大東亞の必勝の態勢の確立せられれることを再確認し、かつ大東亞共榮圈は各構成分子が相互の主權尊重の基礎の下に結果を固くし、各自必勝の信念を以て大東亞戰爭を完遂することによ

りて完成せらるるものなることを確認せり、さらに右會談において東條總理は大日本帝國は常にタイ國の主權と獨立とを尊重し、其の興隆を希念するものなることを最も明白に再言したる後、兩總理間に於てタイ國の多年の希望たる疆域及び日タイ協力に關する重要な協議を極めて友好裡に履行したる結果、北部マライにおけるベルリス、ケダー、ケラントン、トレンガヌ四州およびシヤン聯藩中ケントン、モンパン二州をタイ國の領土とすべきことに付き完全なる意見の一致を見たり。(七・六、バーンコーク發朝日)

### 山本元帥戦死と泰國

故山本元帥の戦死は同盟國タイ國を哀悼一色に塗り潰した。ビーン首相はじめ國を擧げて心からなる弔意を表してゐるが盟主日本が故元帥の不滅の軍神精神を受け繼いで、一億國民の一人々々がその遺志を肝に銘じ、敵米英に當る以上故元帥の死はむしろこの大東亞戰爭を一日も早く勝ち抜くための一つの尊き礎石であるとし、皇國に對する信頼感を深めつつある。しかしてこれと同時に同盟の契りを結ぶタイ國としてもその三軍を擧げて重慶及び米英打倒に邁進する不屈の決意を更に新にした。(五・二二、バーンコーク發毎日)

泰國アナンド・マヒドーン皇帝陛下には帝國聯合陸隊司令長官故山本五十六元帥の武勳を聽召され、いたく御感動遊ばされ

五月三十一日白象特等最高勳章を御贈進あらせられる旨御沙汰があつた。(六・二、バインコック發朝日)

駐日タイ國大使イレック・チャイヤナム氏は陸軍武官ソーラキット少將、海軍武官アラディヤット大佐を帶同、六月三日午後一時十五分首相官邸に東條首相を訪問、山本元帥の國葬に對し次の如きビブン首相の弔辭を寄せた。

昭和十八年六月五日故山本五十六元帥閣下の國葬に際しタイ國政府の深甚なる哀悼と同情の意を傳達するの光榮を有するものなり、この悲しむべき出来事において予は大日本帝國政府並に帝國國民と哀悼を共にするものなり、全タイ國民もまた大日本のかくも偉大なる英雄の死に對し等しく悲しみを分つものなり。(六・四、毎日)

山本元帥の國葬日の前夜ビブン首相は日本國民に對して元帥を悼む演説を放送したが、タイ國政府は全國民に對し、六月五日の國葬日には各戸毎に半旗を掲げて盟邦提督の死に哀悼の意を表する旨を命令した。なほこの日は大使館官邸においても坪上大使以下在留邦人が集合、追悼禮拜の式が行はれる。ビブン首相の放送要旨次の如し。

山本元帥が今回國家のために戰死されたことは、軍の最高指揮官の第一線においての戰死であるだけに、日本海軍の非常な名譽であると共に、また世界各國に大なる刺戟を與へたものといふべきである。タイ國民は友邦の英雄戰死の報に接し、齊しく痛惜措く能はざると共に、誇りを感じる次第である。

なぜならば元帥が今次戰爭において幾多の功績を遺されたことは、永久に讃へらるべき同元帥の榮譽であると共に、全アジア民族の誇りであるからである、この機會に當り私は山本元帥の國家のために盡された功績に最大の敬意を拂ふと共に日本帝國の勝利と永久の繁榮を天地の神佛に祈るものである。(六・四、バインコック發朝日)

### ○樞軸若人の鍊武、交驩

樞軸若人の鍊武と文化の集ひ二つ——鐵の肉體を鍛えんと日獨、伊、華、滿、タイ國の學徒百餘名は五月二十三日午後一時から神田大東亞體育會館に樞軸青年祭典を舉行、遊佐正憲氏の日本游泳に始まり、ドイツのヒットラー青年厚生運動、イタリイ・ストラミジヨリー女史のトボラボロ運動やわが國の追羽根に似たタイ國國技のバトミントン(鳥毬)中華民國の大極樂(猪民誼氏考案の新中國國民體操)など、傳統の國技に健民の一日をおくつた。

また日獨伊文化學會主催の樞軸學生親善交驩會は東大、日大等十五校が獨、伊、滿、中、タイの留學生三十餘名を招いて、芝區玉屋喜章氏邸で開かれ、山岡日大總長の挨拶に次いで、各國青年學徒が立つて交々米英必滅を叫び、東洋音樂學校演奏の音樂を聴いた。(五・二四、毎日)

### ○泰國交通人事異動

タイ國政府は南方各地との陸上交通の重要性に鑑み、今回左の異動を行つた。

交通大臣 セリ・ロンリエット大佐

泰鐵道局長兼任を命ず

鐵道局長 シヤロ・スリ・サラコン中佐

主税局長官に任ず

なほロンリエット大佐は泰國のシャンステート進駐當時の北部軍司令官であり、昨年九月鐵道局長を辭して文相に就任、ついで交通相となつたものである。またサラコン中佐は去る四月昭南に赴き、わが軍政部と懇談を遂げて、五月五日バインコックに歸任したのである。(五・二九、バインコック發朝日)

### ○泰、佛印貿易促進さる

タイ國政府は佛印との交易を促進、計畫化せしめるため、今回國境地方に税關および監視詰所を増設、同時に佛印との東南國境に接するロブリー縣の一角を政府において管理することになつた。右はさきに公布された泰國輸出業者に對する保證金納付制度と相俟つて國境における密輸を防止、また兩國貿易協定の促進に寄與するところ大なりと期待されてゐる。(六・四、バインコック發朝日)

### ○ワ管長追悼法要

國際佛敎協會では六月九日午後三時から芝照會館でワナラト大長老の追悼法要を行ひ、日タイ關係者多數列席、國際佛敎協會長井上哲次郎博士、イレック泰國大使の弔辭などがあり、その模様は九日夜十一時十分からタイ國に録音放送された。(六・一〇、毎日)

### ○日泰電氣通信約定成立

六月十二日バインコックで日泰電氣通信約定の署名が行はれ同日午前十時右に關する日泰共同コムミニケが發表されたがこれによつてバインコックと日滿間は從來ローマ字電報のみによつて通信が行はれるに過ぎなかつたものが、甚だしく簡易化され、また大東亞戰爭以來杜絶してゐたバインコックと南方占領地域間の電氣通信も、假名文字によつて結ばれることとなり、共榮圏の電報による紐帯はいよいよ強固となり、その緊密なる協力性も一段と強化せられるものと期待される。同約定中ローマ字電報の料金につき從來の特定の基準貨幣たる金フランを廢止して日本圓をもつたことは、料金の低減と取扱ひの簡易化を行つたものであると共に、日泰の緊密性を立證せるものといふことが出来よう。

日泰共同コムミニケ 大日本帝國政府は日泰間通信改善のた

めかねてより泰國及び日清支間假名文字電報の開始およびローマ字電報制度の簡易化並に泰國および日本南方占領地間の假名文字電報開始に關し泰國政府と交渉協議中のところ本十二日バンコックにおいて日本通信省外信課長およびタイ國交通省通信局副局長間に右取扱ひに關する日泰通信約定の署名を了せり。  
(六・一三、朝日)

### ○日泰修好條約記念演奏會

日タイ修好條約締結三周年記念、日本とタイ國の音楽演奏會は六月十二日午後六時から神田共立講堂で開かれ、ヴィット泰國外相の作詞作曲「日本は招く」を舊知のドイツ人音楽家プリングスハイム氏が編曲指揮して日獨泰の結盟を五線譜に描き出した。ディレックチャイヤナム泰國大使はか樞軸外交官多數が顔を揃へて耳を傾けるうち、第一部へ入つて三浦環がヴィット氏作曲の「夢にすぎぬ」「月」「運命」「黄金つくり」を、バリトンの早川清一が「日本は招く」「スペインの血」を歌ひ、破れるやうな拍手を浴びた、なほ第三部で泰國以外では最初の公演といはれる古典泰國交響樂「空」が大東亞交響樂團によつて演奏され、感銘を興へた。(六・一三、毎日)

### ○日泰文化會館陣容

友邦泰國首都バンコックのルンビニー公園に建設されるこ

八六

とになつた日泰文化會館の陣容は六月十二日決定した。

△教育、日語關係△國友忠夫(前國際醫學友會總主事) △新聞出版△笠岡巖(前報知新聞社會部次長) △美術、映畫△里見宗次(在佛十年、ポスター畫家) △音楽△伊藤良平(東京音樂學校邦樂部卒) △一般情報△松本薫(前京城帝大教授、内閣顧問松本健次郎氏息) △建築△稻葉正凱(子爵、前情報局囑託) 田中於菟丸(横濱高工出身) △佛教△武藤受(前パリ會主事、青年宗教家) △記念事業△熊谷鐵太郎(兵庫縣育入會長) △會計△菱川敬三(前外務省會計理事官) △産業文化△竹内三雄(東大佛文科出身、故竹内稻鳳畫伯息) △女子體育△中西柳子(前松坂屋女子總監督)。(六・一三、朝日)

### ○泰國外相に御贈勳

長き邊りにおかせられては、タイ國外務大臣ウィット・ウィットワーカーン氏が日タイ兩國親善關係増進につくせる功を思召され、六月十五日勳一等旭日大綬章贈與の御沙汰あらせられた。(六・一六、毎日)

### ○泰國へ佛教使節派遣

今回大日本佛教會においては泰國への佛教親善使節として六月廿三日頃左の四名を派遣することとなつた。而して右四氏は泰國古都アユチャにて發掘された佛舍利の寄贈を受け、我國に

護持することとなつてゐる。なほ右佛舍利の寄贈式は六月下旬盤谷で佛教最高儀式を以て舉行される。

使節 眞宗木邊派管長

隨員 大日本佛教會興亞局長 正三位男爵 木邊孝慈

隨員 大日本佛教會興亞局長 中村教信

隨員 大日本佛教會興亞局長 森大器

侍者 眞宗木邊派參務 仲井義照

(六・一六、日本產業)

大日本佛教會から泰國に使用する遺泰使節團一行四名は六月二十一日午後三時東京驛發で晴れの壯途に上つた。(六・二二、讀賣)

### ○山田長政記念碑建設決定

在バンコック日本タイ協會では約三百年の昔日本人の武威を當時のシヤム内外に輝かした山田長政の功績を顯彰し、合せて大東亞戰爭勃發後益々緊密を加へる日泰の協力關係を象徴するため、記念碑の建設を計畫、チャヴェン會長を始め協會役員、日本側大使館在バンコック部隊、泰側外務、文部兩省關係官との間に協議を進めてゐたが、この程その建設計畫が正式に決定

した。記念碑建設豫定地は山田長政時代の當時のシヤムの首都アユチャの日本人街舊跡で、高さ約十六米の鐵筋コンクリート造りの壯麗なものとなる筈である。(六・一六、興亞週報)

### ○泰首相・東條首相へ謝電

「タイ國發展のために新たな協力を有する用意がある」との帝國議會における東條首相の言明に對し、ビョン首相は六月十九日東條首相宛次の如き謝電を發した。

余はタイ國民の名において東條首相閣下に對し閣下が議會において現下の事情に最も適合する演説をなされたことに對し深甚なる謝意を表明するものである。今回閣下が再び議會においてタイ國民の獨立と主權に對して保障を興へられたためわれわれは日本が現在大東亞の幸福と榮光のために遂行中の大事業の一翼を擔ふために、われわれの全力を盡すことが出来ることになつたのである。最後に余は閣下に對しタイ國民及び余自身の感謝の念を表明するものである。  
(六・二〇、バンコック發毎日)

### ○泰の革命記念祭

我國と緊密なる提携のもとに戰爭完遂へ邁進する新興タイ國の第十一回革命記念祭は、六月二十三日より華やかな幕を開いた。この日早朝よりバンコックをはじめ全國各地方にはタイ

八七



國旗が戸毎に翻り、午前八時の國旗敬禮に先立つてビブ首相は左の如きメッセージを發表、ラッオを通じ立憲革命以來のタイ國の發展を祝福すると共に、戦時下あらゆる障礙を克服して進むべき旨を全國民に懇へた。同時に王宮前廣場その他には朝市が開かれ、自給自足經濟確立への努力と勤勞の歡びを國民の前に示し、午後は自輦車、サムロー(三輪車)競走、競馬など戦時下國民の敢闘精神は彌やがうへにも昂揚された。

革命記念祭を迎へる毎に、タイ國は日進月歩の發展を示してゐることを衷心より欣ぶ。戦時下有ゆる困難に堪へて、吾々同胞は攻々として倦まず、政府に協力して來た。昨年中全國民は一致團結武器を執つて戦ひ抜き、經濟戰爭に堪へ、敵の蠢動を粉碎した。吾々は強烈なる團結心、愛國心、犠牲的精神、勇氣を堅持し、文化を昂揚せしめ、國民信條十四箇條を遵奉、これを實踐した。こゝに私はタイ國の發展を祈念し、國民と共にこの革命祭を誇ぐものである。

革命記念日の二十四日、タイ國政府は第二十二回人民代表通常議會の召集を行ひ、午前八時開院式を行つた。これに先だち選ばれた二十四名の高僧の戰勝並に國家安泰の祈願と同時に、タイ國內各寺院の鐘は一齊に打鳴られ、全僧侶はこれに和して合掌し、全國民もまたこの祝福放送に従つて心からの祈りを

捧げた。午前八時バンコクの威容を示す模範通りの革命記念塔前には、陸海軍より成る國防軍精銳部隊をはじめユワチン、ユワナリと更に昨年未開校した女子士官學校生徒、本年二月より始められた女子士官生徒等、それにバンコク、トンプリー兩市における六千の男女學生を含む一大行進がくりひろげられたが、殊にビブ首相の長女テエラワット嬢を先頭に軍服姿も勇ましく、隊伍堂々初の街頭行進をする女子軍部隊は異常な人目を惹き、決戦下軍國タイの縮圖を現出した。颯々數キロに亘るこの行進は目抜きの大道を縫つて、戰勝記念塔前廣場に至り、戦後勇士の英靈に感謝の黙禱を捧げて散會した。(六二四、バンコク發每日)

### ○泰國人民代表議會開會

泰國第十二回通常議會は革命記念日に當る六月廿四日より九日の會期をもつて召集されたが、同日午前八時からその開院式が舉行された。定刻前議場には政府各大臣、議員及び傍聴の在バンコク外交部、新聞通信記者等着席、定刻八時アーチット殿下、プラヂット兩攝政臨席、第一攝政アーチット殿下は約十分間に亘りメッセージを朗讀し、式を閉じた。(六二五、バンコク發同盟)

## 資料

### 泰國側日泰文化協定成立祝賀行事に於ける兩國代表祝辭並 挨拶

タイ國における日泰文化協定成立祝賀行事として同國民文化院主催の下に三月二十四日同院に於て祝賀晚餐會が翌二十五日チュエーロンコン大學に於て「日泰文化の夕」が相次いで開催されたが、第一日晚餐會におけるタムロン國民文化院副總裁、坪上大使の挨拶並に第二「文化の夕」におけるビブ首相の祝辭、ウィチット外相、坪上大使の挨拶左の如し。

タムロン副總裁挨拶(第一日)  
大使閣下並に各位  
本日茲に閣下並に各位を御迎しまして  
佛曆二四八五年十月二十八日東京に於て

調印を見ましたる日泰文化協定の祝賀晚餐會を催すことになりました事は國民文化審議會の最も光榮とする處であります。曩に我が兩國が文化協定を締結致しました事は兩國間の親善關係を益々強固ならしめんとする意圖を明らかに致したものに外ならないものであつて、御存知の如く一國が他の一國と親善關係を結ぶためには相互の文化を充分理解することが最も重要であり且又國家の發展の指針たる文化に對し敬意を拂ふことも又必要とする所であります。

以上理由に依りまして日泰文化協定の目的とする所が判然と示されて居るものでありまして兩國は之に依つてその文化關係を促進し又相互の國民文化を尊重しつゝ、依つて以てより密接なる協力の實を擧げんとするものであります。

日泰文化協定に依りますれば將來なすべき所の多くの事業があります。此等はすべて廣大至難なものであつて偉大な努力を以て之をなさなければ吾々の期待する成果を期し得ないのであります。

文化事業の成果を擧ぐべき責任者たる文化審議會は出来る限りの努力を盡すので御座居ますが、どの程度まで成果を擧げ得るかは今後の經費及び關係者の努力とに俟たなければなりません。

現在戦時で御座居まして我々は最後の勝利獲得のため全力を擧げて戰爭を遂行しなければならぬ實情にあるので戰爭外の他の分野に於ける事業は第二義的となるの余儀なきものがありますが、然し乍ら本審議會は日泰兩國の文化提携が豫期通りの成果を擧げる様能ふ限りの努力をなす覚悟で居るもので御座居ます。

閣下並に各位茲に文化協定の成功、我が兩國の友好親善及び日本文化の光輝と光榮のために盃を挙げたいと存じます。

坪上大使挨拶(同上)

閣下並に各位

私は去る一月二十八日東京帝國ホテルに於て畏くも、高松宮殿下御台臨の下に本協定祝賀大午餐會が催されました際幸ひ歸朝中でありまして出席することを得たのでありますが、今夕日タイ文化協定成立を祝賀する國民文化審議會主催の此の盛大なる晩餐會に出席致しまして感激一入深く、更に此の席上一言御挨拶申し上げることは私の最も光榮とする所でありませぬ。

願ますれば客年日タイ兩國間に文化協定締結の議の起りまして以來短日月にしてその成立を見るに至りましたことは日タイ兩國民が相互の文化を理解せんとする熱意を如實に表現したるものであります、その間ビーン總理閣下が兩國親善關係の基礎は相互理解にあるといふこと

を洞察せられ、東亞文化の興隆には日タイ兩國文化の交流が前提なることを提唱せられたる結果に他ならないのでありまして私の最も敬意を表する所でありませぬ。

日タイ兩國友好關係は同盟條約の基礎の上に軍事、政治、經濟各方面に於て益々強化され來つたのでありますが、兩國民が相互に文化の特質を感得し尊重すると共に相手國の習俗、言語を理解することに依りまして親和感友愛感が昂揚せられ斯くして現存同盟關係が確固たる基礎を有するに至ることを信じて疑はないのであります。

茲に當りまして、今夕斯くも盛大なる日タイ文化協定成立祝賀晩餐會を催されましたるタイ國民文化審議會に對し深甚なる感謝を表しますと共に同審議會が今後益々發展し日タイ文化交流に盡力せられ更に東亞文化の興隆に寄與せられんことを祈念するものであります。

ビーン首相祝辭(第二日)

佛曆二四八五年は日タイ兩國間の親善

關係を増進せる意味に於きまして非常に重要な年でありました。即ち相互に胸襟を開いて相提携する協定の他に尙兩國間の文化協定を締結し佛曆二四八五年十月二十八日東京に於て調印、同年十二月二十一日總谷に於て批准書交換を了した結果タイ國政府は同月同日より本協定の施行を公布した次第であります。

今回の文化協定の締結を見ましたことは極めて有益な事でありませぬ。即ち之に依り兩國民は相互の風俗、慣習及び思想を理解し協力提携の上に於て極めて重要な相互援助をなし、日タイ兩國の親善を増進する上に極めて役立つものであります。私は本日茲に日タイ文化協定祝賀會が開かるゝに當り誠に欣快に堪えない次第であります。

私は茲に祝辭を通して本會が和氣藹々の裡に進行し本文化協定施行に關係せる當局者各位が身心共に健康に恵まれ本協定に基く事業を豫期通り遂行されんことを祈ると共に本日此の一堂に會せられた

る皆様の文化的御繁榮と本協定の重要な目的たる文化の勝利とを併せ祈る次第であります。

ウィットト外相挨拶(同上)

各位

只今は文化審議會副會長及び日本大使閣下の日泰文化協定の要旨、目的に關する御話で御座居ましたので私と致しましては泰日兩國政府が本協定に關し實施すべき事項に就き若干の説明を申し上げ度いと存じます。

御承知の通り本協定の目的の最も重要な點は兩國民が相互に認識し理解し合ふと云ふ事でありませぬ。従つて我々が先づ第一になす可きは時々會合を催してお互に兩國文化の進展に關する知識を深める機會を作ることでありませぬ。又科學研究機關、翰林院、圖書館、博物館、厚生施設その他文化の各分野に於ける諸機關を設立經營する必要がある。又相互に大學内に文化に關する講座を開設する必要がある。兩國の學校内に相互の

國語講座を設ける事も必要であります。更に相互に學者専門家を交換招待し各々の文化に關する講演をなさしむる事も必要であります。文化の進展は要するに學問の進歩と云ふ事が重要點であると考へるのであります。我々は先づ研究調査に依りて相互の知識を交換する必要がある、夫れには脚本、フィルム、寫眞、レコード、樂譜等の交換がその手段として與へられませぬ。翻譯、翻案等の便宜を計り乃至は展覽會、交換放送等も實施せらる可きでありませぬ。御承知の通り文化事業は要するに精神的結合を深める仕事であらうと思ふのであります。換言すれば兩國民がお互に愛好し合ふようにする事でありませぬ。故に文化協定には兩國相互に見聞を廣め又親睦し合ふ青年團、運動選手、見學旅行團を招致し合ふと云ふ項目も擧げてあります。以上の外、文化會館を兩國首都に夫々建設致しまして文化を通じて兩國の親善を深め又文化混合委員會を設け協定事項の實施に關する事務

の連絡に當る事になつて居ります。

以上に依りまして御話解の通り文化協定に基く事業は極めて多岐多様且つ相當困難なものがあるものであります。我々は之を何うしても行ふ必要がありませぬ。何となれば日泰兩國間の知識諒解を深め得る事は即ち兩國民の親善を強め相互の愛好心を厚くし延いては大東亞の康寧を確立する所以であるからであります。故に私は文化協定實施に當りまして各位の充分なる御支援を受け得るものと信じて疑はないのであります。

坪上大使挨拶(同上)

本日ビーン總理閣下親自主宰さるゝ國民文化審議會主催の「日タイ文化協定成立記念の夕」がタイ國最高學府たる當大學に於て催さるゝに當り一言御挨拶申し上げることは私の最も光榮且つ欣快とする處であります。

抑々此の日タイ文化協定はその前文に見る如く、日タイ兩國が夫々兩國本然の特質を相互に尊重しつゝ、兩國文化關係





- 一、佛曆二四八一年山林保護法
- 一、同 泰船船法
- 一、佛曆二四八一年泰領水航海法(第六編)
- 一、同 車輛法(第二編)
- 一、同 自動車法(第九編)
- 一、同 農業ノ爲ノ内國債募集法
- 一、同 工業ノ爲ノ同
- 一、同 市町村ノ同
- 一、同 燃料法
- 一、同 牛、水牛、羊及豚屠殺賣却取
- 一、同 煙草賣却取締法
- 一、佛曆二四八二年貨幣法(第五編)
- 一、同 外國貨幣輸入法
- 一、同 追加特別豫算法
- 一、同 泰國魚區内ニオケル魚業權ニ關スル法律
- 一、同 農民ニ對スル貸付ノ爲ノ内國債募集ニ關スル勅令
- 一、佛曆二四八二年衛生機關又は工業従事者ニ對スル貸付ノ爲ノ内國債募集ニ關スル勅令

- 一、同 市役所並ニ地方準備金ノ爲ノ内國債募集ニ關スル勅令
- 一、同 租稅法中所得稅ニ關スル規定ニ基キ發セラレタル勅令
- 一、同 租稅法中營業稅ニ關スル規定ニ基キ發セラレタル勅令
- 一、同 牛、水牛、羊及豚屠殺賣却取
- 一、同 牛、水牛、羊及豚屠殺賣却取
- 一、佛曆二四八〇年關稅法(第七編)
- 一、佛曆二四八一年山林保護取締法ニ基キ發セラレタル稅關局告示
- 一、佛曆二四八一年山林保護取締法ニ基キ發セラレタル農務省令
- 一、佛曆二四八二年關稅法(第九編)
- 一、同 泰國銀行事務所設置法
- 一、同 蔬菜園及畜產法(各戸ノ利益ノ爲)
- 一、同 或種商品ノ輸出入取締法
- 一、同 家屋船船稅改正法
- 一、同 租稅改正法
- 一、同 簿記法
- 一、同 運送用家畜法
- 一、同 煙草法(第二編)

- 一、同 道路法
- 一、同 租稅法中所得稅ニ關スル規定ニ基キ發セラレタル勅令
- 一、佛曆二四八一年護謨取締法(第二編)ニ基キ發セラレタル農務省令
- (四) 佛曆二四八三年度公布ノモノ
- 一、佛曆二四八三年郵便法(第二編)
- 一、佛曆二四八二年泰國銀行事務所設置法ニ基キ發セラレタル大藏省令
- 一、佛曆二四八一年農民ノ爲ノ内國債募集法ニ基キ發セラレタル大藏省令
- 一、同 鹽業法(第四編)ニ基キ發セラレタル大藏省令
- 一、同 鹽業法(第三編)ニ基キ發セラレタル大藏省令
- 一、佛曆二四八三年關稅法(第七編)ニ基キ發セラレタル大藏省令(第三編)
- 一、佛曆二四八〇年關稅法(第八編)ニ基キ發セラレタル大藏省令(第四編)
- 一、同 關稅法(第七編)ニ基キ發セラレタル大藏省令(第四編)

- 一、同 關稅法(第八編)ニ基キ發セラレタル大藏省令(第五編)
- 一、佛曆二四八一年市町村ノ爲ノ内國債募集法ニ基キ發セラレタル大藏省令
- 一、同 鹽業法ニ基キ發セラレタル大藏省令(第五編)
- 一、佛曆二四八〇年關稅法(第七編)ニ基キ發セラレタル稅關局告示(第三編)
- 一、佛曆二四八〇年關稅法(第七編)ニ基キ發セラレタル稅關局告示(第四編)
- 一、佛曆二四八三年入頭稅未納ノ納入免除ニ關スル法律
- 一、同 泰領航海法(第七編)
- 一、佛曆二四八二年―二四八三年追加豫算法
- 一、佛曆二四八三年關稅定率法(第四編)
- 一、同 燃料油割當法
- 一、同 鑛山業法(第五編)
- 一、佛曆二四八三年關稅法(第十編)

- 一、佛曆二四八四年度豫算法
- 一、佛曆二四八三年產業組合法
- 一、同 護謨取締法(第二編)
- 一、同 破産法
- 一、同 暴利取締法(第二編)
- 一、同 貨幣法(第六編)
- 一、同 金鑛業取締ニ關スル勅令
- 一、同 或種商品ノ國外輸出入取締ニ關スル勅令
- 一、同 (第二編)
- 一、佛曆二四八〇年關稅法(第八編)ニ基キ發セラレタル大藏省告示(第六編)
- 一、佛曆二四八一年鹽業法ニ基キ發セラレタル大藏省令(第六編)
- 一、佛曆二四八九年關稅法ニ基キ發セラレタル大藏省令
- 一、佛曆二四八三年產業組合設立法ニ基キ發セラレタル農務省令
- 一、同 (第三編)
- 一、同 (第二編)
- 一、佛曆二四八一年護謨取締法ニ基キ發セラレタル農務省令(第三編)

- 一、同 護謨取締法ニヨル「コーター」取極ニ關スル農務省令告示
- 一、貯金取締ニ關スル經濟省令第六編
- 一、佛曆二四八二年或種商品輸出入取締法ニ基キ發セラレタル經濟省令
- (五) 佛曆二四八四年度ニ公布セラレタルモノ
- 一、佛曆二四八三年借款法
- 一、同 租稅法(第二編)改正法
- 一、同 鑛山法(第六編)
- 一、佛曆二四八四年或種商品輸出入取締ニ關スル勅令(第四編)
- 一、佛曆二四八三年借款法ニ基キ發セラレタル大藏省令
- 一、佛曆二四八一年工業ノ爲ノ内國債法ニ基キ發セラレタル大藏省令
- 一、同 煙草法ニ基キ發セラレタル大藏省令(第四編)
- 一、同 (第五編)
- 一、佛曆二四八〇年關稅法(第七編)ニ基キ發セラレタル大藏省令(第五編)
- 一、同 關稅法(第八編)ニ基キ發セラレタル大藏省令(第五編)

- ラレタル大蔵省令(第七編)
- 一、租税法(第十九編) 中所得税ニ關スル規定ニ基キ發セラレタル大蔵省令
  - 一、租税法(第二十編) 中營業税ニ關スル規定ニ基キ發セラレタル大蔵省令
  - 一、佛曆二四八〇年關稅法(第八編)ニ基キ發セラレタル大蔵省令(第八編)
  - 一、佛曆二四六一年嶺山業法ニ基キ發セラレタル農務省令(第十六編)
  - 一、佛曆二四七九年錫鑛取締法ニ基キ發セラレタル農務省令(第四編)
  - 一、佛曆二四八二年或種商品輸出入取締法オヨビ佛曆二四八三年或種商品輸出入取締法(第三編)ニ基キ發セラレタル經濟省令(第二編)
  - 一、佛曆二四八四年職業オヨビ職業知識補助法
  - 一、同 泰國内製造機寸税法(第四編)
  - 一、同 失業者ニ對スル給職法
  - 一、同 印刷法
  - 一、同 自動車法(第十編)
  - 一、佛曆二四八四年暴利取締法(第三編)
  - 一、同 嶺山業法(第八編)
  - 一、同 車輛法(第三編)
  - 一、同 タンピング取締法(第三編)
  - 一、同 武器爆發物取締法(第五編)
  - 一、同 自動車法(第十一編)
  - 一、同 緊急時政府授權法
  - 一、同 緊急時貨幣法
  - 一、同 緊急時銀行業務取締法
  - 一、同 食料品規格取締法
  - 一、同 貨幣法(第七編)
  - 一、同 賣藥取締法(第三編)
  - 一、同 緊急時ニオケル或外國人ノ資産取締オヨビ處理法
  - 一、佛曆二四八〇年關稅法(第七編)ニ基キ發セラレタル大蔵省令

一九三九年度タイ國主要農産資源の對世界比率

世界總生産高 メトリックトン	タイ國 メトリックトン	輸出數字 (註)	胡椒	護 謨	米	胡 麻	葉 煙 草
八〇、六七二	一、〇一〇	四・一二	九一六、〇〇〇	六、五四〇	二、三二〇	二、三二〇	二、三二〇
千メトリックトン	千メトリックトン	千キントナル	千キントナル	千キントナル	千キントナル	千キントナル	千キントナル
			五・五五	〇・二四	〇・八八		
			一九三八年				

(南洋二九〇六)

協會記事

○理事會、評議員會開催

五月二十七日午後零時半より本協會理事會並に評議員會開催會務に付協議した。

○日泰友好條約記念演奏會

雜報欄記載の如く六月十二日神田共立講堂において「日泰友好和親條約締結三周年記念大演奏會」が開催されたが、本協會もこれに賛助、後援した。

○徳川副會長對泰放送

六月二十四日は泰國革命記念日に付徳川副會長は、之を祝賀するため翌二十五日A.R.より泰國向國際放送を以て記念放送を爲した。(放送内容は本號巻頭に掲載)

○講演會開催

六月二十五日午後三時より霞山會館に於て、本協會主催講演

會を開催、曩に比島に特派された講談俱樂部編輯長菅原宏一氏より同島事情に就て講演があつた。

○岡部文相就任祝賀會

六月二十五日午後五時半星ヶ岡茶寮に於て協會役員幹部有志にて岡部文相大臣の就任祝賀晩餐會を開催した。

○役員の異動

本會の役員として多年事業の爲め御盡瘁下さつた岡部長景子は曩に文相御就任を機會に役員を辭任せられたが、本會に對し特別の功績ありたるものと認め今般寄附行爲第十五條第一項に依り同子爵を名譽會員に推挙した。

○會員の異動

一、維持會員口數變更  
維持會員中左記三氏は本年度より口數を増加せらる  
榎並 充造殿 (二日) 神戸駐在泰國名譽領事





### 編輯後記

恐らく歴代のタイ國宰相を通じて、現首相ピブソンクラーム元帥ほど多忙を極め、また極めつゝある人はないであらう。ピブン首相の活動振りをみてみると、ヒットラー獨總統やムツソリーニ伊首相を聯想するのは、今更事新しく述べ立てるほどの着想でもないが、この三人は何れも獨裁的宰相であるといふばかりでなく種々の點に相似點が見出される。

これら一群の現代英雄を諱視し、ナポレオンやビスマルクなどの前時代の英雄と比較すると、時代を背景にして、そこにハッキリと型の相違といふものが見出される。

何といつてもナポレオンやビスマルクの時代は、政治家としての仕事が比較的單純であつた。大體戦争と外交がうまければそれでよかつた。所が今日の政治家はそれだけでは足りない。經濟問題の多

端のほかに國民再編成、文化革新といふやうな大きな問題をも擔任してゐる。ピブン首相がユワチヨン、ユワナリを組織したことから、文化運動や婦人問題に異常な熱意を示してゐるのを見ても、その活動の多面的なのがよく解る。それだけに首相と國民との間に接觸面が廣く且つ密やかであるといふことも現代政治家の一特徴である。ラジオが出来たといふ事もそれを手傳つた一因であらう。兎に角「現代的英雄」型がこの邊にある事は推測に難くない。

本號に執筆下された「戦争下のタイ國經濟」の筆者油谷精夫氏は大東亞省書記官で、この三月の歸任まで泰國駐在商務官として盤谷に在任して居られた方で、國際經濟によく通曉して居られる。また「華僑南方進出の動因」の筆者黃演臺氏は大東亞省屬託で、華僑研究の權威である。「タイ史餘瀝」の天田一閑氏はチェンマイ領事「泰に關する雜記帳から」の筆者井澤實氏は情報官である。

〔非賣品〕

昭和十八年七月二十八日印刷納本  
昭和十八年八月一日發行

東京都麹町區霞ヶ關三丁目四番地三  
發行所 財團 日本タイ協會

電話銀座二六五六番  
振替口座東京一四八三一番  
出版會員番號二二二三六  
東京都麹町區霞ヶ關三丁目四番地三  
發行兼 遠山峻

東京都淀橋區戸塚町一丁目二〇番地  
印刷人 河田保治

東京都淀橋區戸塚町一丁目二〇番地  
印刷所 明立印刷株式會社  
(東京二二)

配給元 東京都神田區淡路町二ノ九  
日本出版配給株式會社

